

**司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会**  
**学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (1-5)**  
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者	角田 仁氏	元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭 現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭
	森 香苗氏	司法書士 東京司法書士会会員
	浅井 健氏	司法書士 京都司法書士会会員
	佐藤 功氏	大阪府立旭高等学校 教諭
進行役	大野栄司氏	司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

**【1】開会あいさつ・趣旨説明**

司会 それでは時間になりましたので、司法書士法教育ネットワーク第6回定時総会・記念研究会を開催いたします。本日は、みなさま蒸し暑い天気の中、京都へお越しいただきましてありがとうございます。本日の司会、進行をつとめさせていただきます、事務局の川野と申します。よろしくお願ひいたします。

携帯電話なのですが、この時間をもちましてマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それから、会場内で広報用の写真撮影をさせていただきます。写真は当ネットワークのホームページ、それから会報等で掲載させていただきます。お差し支えあるという方がいらっしゃいましたら、先にお申し付けくださいませ。どうぞよろしくお願ひいたします。

では最初に当ネットワーク会長の西脇正博よりごあいさつ申し上げます。

西脇 みなさんこんにちは。今日はお休みのなか、みなさんそれぞれの立場ですごく忙しいことと思います。たまの日曜日、ゆっくりということもございますでしょうけれども、お越しいただきありがとうございます。今日は福岡、岡山、東京、その他各地から担当の方々に研究会に参加していただいております。このあと、事務局から本日の第6回研究会の趣旨説明がありますけれども、東京と大阪から高校の先生、角田仁さん、佐藤功さんにもお越しいただきましてそれぞれの取り組みを報告していただきます。私ものしみにしております。報告のあとも質疑応答の時間も設けますので、ぜひみなさまからも活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

司会 西脇会長ありがとうございました。それでは定時総会に先立ちまして、記念研究会を開催いたします。本日の研究会のテーマは「学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～」です。研究会の進行予定ですが、前半の実践報告(1)と司法書士からの応答は3時5分までを予定しております。その後休憩をはさみまして後半の実践報告に移り、午後4時5分まで実践報告(2)を予定しております。その後、登壇者とみなさんとの意見交換会、会場討論を行う予定になっております。最後までどうぞみなさまよろしくお願ひいたします。研究会終了予定は午後4時40分で、その後はネットワークの定時総会を開催いたしますのでお時間ある方はそちらの方も参加をお願ひいたします。

では開会に先立ちまして、お手元の資料を確認させていただきます。まず、パワーポイント画面図のついた〔定時制高校『市民科・社会参加』に

おける法教育の実践] というものがひとつ、[小山台高校における法教育の取り組み] というレジメ・資料一式、[「どーせ変わらんし!」を乗りこえる、「はたらくを学ぶ」授業] と資料として[せーけーぷりんと] というもの、[労働法教育の取組み] というものです。研究会の資料が以上で、あとは質問用紙が1枚、今回の研究会のアンケートが1枚、それぞれお手元にあるでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたら受付にお申し出ください。

それでは記念研究会を開催したいと思います。ここで研究会の司会の大野さんにバトンタッチしたいと思います。大野さんお願いします。

大野 みなさんこんにちは。ご紹介にあずかりました大阪司法書士会法教育推進委員会委員長の大野と申します。よろしくお願いたします。本日もご登壇いただきます4名の方を順に紹介させていただきます。まず「定時制高校「市民科・社会参加」での法教育実践」を報告いただきます元・東京都立小山台高等学校定時制、現在は東京都立一橋高等学校定時制教諭であられる角田仁さん、東京司法書士会会員の森香苗さん、京都司法書士会会員の浅井健さん、大阪府立旭高校教諭の佐藤功さんです。

それではまず、本日の記念研究会の開催趣旨について、当ネットワーク事務局長の小牧さんから説明させていただきます。

小牧 みなさんこんにちは。事務局長の小牧です。本日の記念研究会の企画趣旨についてご説明させていただきます。このあとネットワークの定時総会のなかでご審議いただくことになっているのですが、当ネットワークでは今年度=2014年度の事業計画のなかで二つの新規事業に取り組むことにしています。一つが去年から継続している労働法教育教材検討チームによる労働法教育の参考事例集、仮称なんですけれどもこちらの制作と、それから、日本司法書士会連合会との共同事業による、これも仮称ですが『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』、こちらの編集、発行という二つの新規事業です。

労働法教育の参考事例集の方は、当ネットワークのホームページを通じてウェブ公開を、また、ハンドブックの方は、現在連合会と調整中ですが、可能な限り司法書士会の全会員、それから新入会員、関係者に配布できる冊子として準備をすすめているところです。これらの事業に取り組むねらいですけれども、長年、全国各地で取り組まれてきた司法書士による法教育、あるいは消費者教育の活動の成果をともに確認しておきましょう、それから、活動の意義、目的を再確認して司法書士会全体の共通認識としていきましょう、そしてさまざまな場面、テーマで取り組まれている法教育や消費者教育の実施の際の留意点を整理して、私たち自身の活動のレベルの底上げをしていきましょう、そういったことをねらいとしています。

ところでですね、これらの企画をすすめていくなかで、私たち司法書士がなぜ法教育活動に参加するのか、その参加していく意義はどこにあるのだろうか、あるいは、なぜ私たちは法教育に取り組むのか、取り組まなければいけないのか、という問いに対して、やはり一定の答えとか、見解を提示していかなければいけないだろうと思われました。では、どのような答え、見解を示せるのでしょうか。私の思いと、みなさんの思いは同じでしょうか。違うのでしょうか。あるいはどこに共通項があるのでしょうか。そして私たち司法書士が思っているそのことと、学校教育の現場の教師のみなさんとは、共通の思いなのでしょう。本日はそのことをこの研究会のなかで考えていきたいと思っています。私たちはなぜ法教育に取り組むのかということについて、みなさんとともに考えていきたい。そしてその

成果を事例集とかハンドブックの制作事業に活かしていきたい、そういう趣旨で企画をしました。今日は、その考えるための材料として、実践報告、活動報告ということで登壇者のみなさんにご準備いただいています。

一つ目が、東京司法書士会と定時制高校がともに取り組んだ連続授業の実践報告ということで角田教諭と森司法書士から、それから特に労働法のテーマに注目した司法書士の取り組み報告ということで浅井司法書士から、それから働くことを学ぶ実践報告ということで佐藤教諭から、それぞれご報告をいただき、これらを題材にして、あらためて私たち法律専門家、司法書士はなぜ法教育に取り組むのか、そしてご参加いただいている教師のみなさんにも、私たち教師はなぜ法教育に取り組む法律専門家を学校に招き、生徒に向き合わせようとするのかということをおみなさんとともに考えていきたいと思っております。

そのような企画趣旨です。どうぞよろしくおねがいたします。それでは司会の大野さん、よろしくお願ひします。

**司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会**  
**学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (2-5)**  
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者 角田 仁氏 元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭  
現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭  
森 香苗氏 司法書士 東京司法書士会会員  
浅井 健氏 司法書士 京都司法書士会会員  
佐藤 功氏 大阪府立旭高等学校 教諭  
進行役 大野栄司氏 司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

**【2】実践報告(1) 定時制高校「市民科・社会参加」での法教育実践**

大野 それでは「実践報告(1) 定時制高校「市民科・社会参加」での法教育実践」ということで、角田さん、森さん、よろしくお願いいたします。

角田 はじめまして。私は東京都立一橋高等学校定時制の社会科の教員をしております角田と申します。よろしくお願いいたします。

森 東京司法書士会法教育委員会委員長をしております森と申します。よろしくお願いいたします。

角田 まず最初に私の方から法教育の実践ということで、この3月まで7年間おりました小山台高校定時制での取り組みについてご報告したいと思っております。

定時制高校というと、みなさんどんなイメージがありますか。私は最初は、神奈川、静岡よりずっと南にある伊豆諸島の八丈高校の定時制というところで、教員8人、生徒8人という小さな学校の教員をしました。

夜間定時制高校のイメージというのは勤労青年が昼間働いて夜勉強するということだと思います。もちろんその要素は今もありますけれども、いまでは、生徒たちが多様化して「低学力」、不登校、不本意入学、高校中退の受け入れ、成人の再入学、それから近年外国につながる生徒、そしていわゆるひとり親の家庭が圧倒的に多い、そういういわば教育セーフティネットの役割を担う学校教育になっております。

「教育福祉」という言葉がありますが、教育と福祉をつなげた性格をいまだこの夜間高校も、とくに東京の都立夜間高校ではそういう役割を果たしています。都内にはいま定時制高校は55校あります。

高校については進学率が98%になっており、無償化は廃止になりましたけれども準義務教育化しています。

現在の課題は高校中退です。全日制高校では平均1.3%、100人いたら1人くらいしか中退しないのですが、定時制高校の学年制では平均で15.6%、100人のうち15人くらいが辞めてしまう。なかでも1年生が30%くらい辞めてしまう。

実は1年生で入ってきた生徒が4年生までにとどれだけ辞めてしまうかという45%ぐらいです。これは相当高い数字ではないかと思えます。そして中退した生徒はどこに行くかといいますと、就職等が44.0%、その他が42.7%です。私自身がこの仕事をしながら、こんなにたくさん中退した生徒に対して何もできていないじゃないか。今日にも退学する生徒にどうしたらいいのかというところを非常に悩んでおり、私自身の課題でした。そ

これから、これだけは知ってほしい、あるいは将来どこかで思い出してほしいし、必ず役に立つかもしれない、教科書をただ教えているのではなくて、明日辞めていく生徒に何が必要なのだろうかというのがこの授業とのちの相談会のきっかけになりました。

ここで、公立高校のお金がどのくらいかかるかということについて、若干資料をご覧いただければと思います。授業料が無償になりましたが、実にたくさんのお金がかかります。ある高校ですけれども生徒の家庭状況は、ひとり親、母子家庭が圧倒的に多いことがわかります。半分近くの生徒がひとり親家庭です。ひとり親の家庭の状況はご存知のような厚生労働省の統計調査がありまして、平均年収が181万円、47%が非正規労働、そういう家庭の生徒たちが来ているということになります。

さらに、中学校のとき学校に行っていないという生徒が3人に1人です。

また、近年顕著なのがマイノリティの生徒、外国につながる生徒です。1990年の入管法改正以来、日系人の生徒たちが増えましたけれども、東京にも保護者が外国人で、その連れ子として子どもたちが増加しています。

さて、生徒たちの背景に少し触れましたが、この法教育の授業における司法書士の方と教員との打ち合わせのなかでこういう話が出てきました。授業でなかなか質問が出ないことがあります。あるいは質問が出ても、とても質疑応答の5分くらいの時間では解決できないことに気づきました。

そこで、相談活動それ自体を学校でやってみませんか、ということがお互いの話の中で出てきました。

そして、2012年の秋に相談会を立ち上げてみようということで、相談活動を始めることになりました。これは毎月第一木曜日の夜、午後6時40分から9時40分まで3時間、毎回2名の司法書士の方に来校していただいております。

スタートから2013年11月末までのあいだに、生徒の相談が20件あり、相談内容は、バイトの有給休暇などの労働問題をはじめ、生活保護、家庭問題、こころの問題、奨学金の問題、借金の問題などさまざまな相談がありました。このためここに相談に来る生徒たちは授業中でも受け付け、欠席扱いにしないことも申し合わせしました。

定時制高校がどんなところか、若干紹介したいと思います。（注：以下、それぞれ写真を上映しながら）これは放課後の大学生による補習です。こういう個別な補習をしています。これは授業風景です。これは市民講師の方による授業風景です。定時制高校は制服がありません。これも授業風景です。これは大学の先生に来ていただいたものです。これはフィリピンとニカラグア、インドから来た生徒たちが手前のテーブルで授業を受けています。これは外部講師による講演です。これはクラブ活動です。コロンビアの生徒、ドイツから来た生徒、中国から来た生徒たち、あと、日本人の生徒たちです。これは文化祭で、国際交流部というところで中国、ベトナム、ニカラグア、韓国、インド、ネパールの生徒たちです。これは大学の見学会です。これはビルマの生徒たちです。難民の生徒たちです。それとネパールの生徒です。これは多言語の保護者会になります。通訳を呼んで、多言語で保護者会をしています。

では、課題と展望、法教育の意義ということですが、ときどき、教育委員会や文部科学省から法教育に関わって、学校教育における法に関する教育を推進してくださいという話があります。けれども、どちらかというと、ルールを守るための教育などの方に行ってしまうがちです。ただ、やはり、社会科の教員としては、目の前の生徒たち、たとえばネパールの生徒が自分の給料があがらないのはなぜなのか、と訴えてきたように、やはり労働教育、消費者教育、それから憲法教育が大切であると考えます。そして単

にルールを守るということではなくて、ルールを形成する市民として、主権者として生きてほしいという私たちの気持ちもありますので、そういう意味で法教育は大切だと思います。

その方法として、実際に現場で法に携わっている専門家の方に来ていただいて、授業をしていただくことは明らかに生徒たちの受け取り、生徒たちの学びの質というのが違うと思います。

実際、授業では、最後になぜそのお仕事に就いたのか実際にどのようなお仕事なのか、その仕事をされてどのように思っているのか、お話しいただいています。その人の生き方というところまで生徒たちに感じ取ってもらうことで、もしかしたら明日辞めてしまう生徒たちかもしれませんが、どこかで役に立つのではないかと考えています。

それから連携のあり方ですが、やはり対等な双方向な関係が大切であり、一方的にお願いしますということだけでは限界があるかと思っています。学校という世界はよく言われますが、なかなか複雑で、難しいところがあります。そういうなかで、お互いが話し合うことでいろんなヒント、この学校ならこういう方法、定時制高校だったら中退も多いから相談会もいいのではなどと、ぜひお互いが対話できればいいのではないかと考えました。

(会場から拍手)

森 では私の方からどんな授業をやったのかということをお話ししたいと思います。

私が使用するレジメは「小山台高校における法教育の取り組み」(注：参考として一部ウェブ公開)というレジメです。今、角田さんからお話しいただきましたとおり、学校からご依頼をいただきまして、それがきっかけで法律教室をやるようになりました。平成23年度、24年度、25年度と3年間させていただいていますけれども、平成23年度は「労働者保護」というテーマをいただきまして、学校へお伺いしてどんな内容の授業をしようかということ打ち合わせを何度かさせていただきました。私どもも定時制高校についての知識が全くなくて学校の現状をお伺いして、まずいちばん最初に思った印象が「これはたいへんだぞ」というのが正直な感想です。

いただいた課題がいろいろありまして、ここに注意点が書いてあるんですけども、まず、外国につながる生徒さんだったりですか、学力もものすごく開きがある。さきほど角田さんからお話があったように、それこそ経済的な事情で定時制高校に行ってる生徒さんは本当に成績は良くて学力も高い。けれども中学でも不登校になってしまって学力はそんなという生徒さんもいらっしゃる。ではどこに焦点を合わせようかといったときに、これはできるだけ下というか、みんながわかるようにというところに合わせるべきであろうということでご要望をいただきました。特に外国につながる生徒さんは日本語が難しいということで、できるだけ簡単な言葉づかいで、熟語はあまり使わないということです。ただ、法律は熟語だらけですね。これを熟語で言わないというか、言葉を簡単にすると語弊が出てきてしまう部分もあるかなと思うので、なかなかご期待に沿うような内容になってない部分もたくさんあったと思うんですけども、配慮をするということでした。

あと、教材にはルビを振ることなんですけれども、学校の授業、本当に学校の先生方のご苦勞がにじみ出ていまして、本当に全部にルビが振ってあるんです。もう、家庭へのプリントもルビを振ってありますし、本当にひとつひとつ作るのもたいへんだなと思うんですけども、私どもの教材も、このパワーポイントのタイトルも一応振ってあるんですけど、全部に振りきれてなくて、「あっ」と思ったところもあるんですけど、なるべく

ルビを振ってくださいということですね。

それから、生徒さんの属性に配慮した内容にすることなんですけれども、例えばひとり親の家庭が非常に多くあるとか、生活保護を受けているとか、マイノリティの生徒さんもたくさんいらっしゃるということで、そういったいろいろな事情を考慮した内容を組み立ててくれますか、ですね。言葉のひとつひとつの使い方とかでしょうか。あと、角田さんもおっしゃいましたが、職業紹介ですね、司法書士というのはどういう仕事をしている人間なのかということ、まず、わからない。一般の方でもわからないくらいなので、子どもはすぐにわからないので、紹介は必ずするようにする。あと、授業は45分なんですけれども、短いですが必ず最後には相談先を伝えると。司法書士会なり法テラスなり労働基準監督署なりですね。とにかく相談先を最後に必ずお伝えすることですね。

3年間、平成23年度、24年度、25年度とあるんですが、25年度は3年目ということで、それまでは一方的に授業をしていました。小山台高校は必ず最後に振り返りの授業ノートというのを生徒に書かせているんです。それを書くことで、今日やったことを生徒さんが振り返りできるということにさせているみたいです。司法書士会の方でもアンケートをとっているんですけれども、そのくらいのことで生徒が自発的に何かをしたということになっているだろうか、との報告だったんです。なかなか答えてもらえないかもしれないですけれども自分の考えを発表してもらおう機会をそろそろもっていいんじゃないかなということで、それを平成25年度は「福祉」、これは成年後見制度をパワーポイントを使って扱った回なんですけれども、ここでちょっとやってみたというのが25年度は前年度とは違うところです。

ここでテーマを見たいと思うのですが、平成23年度は「労働者保護」というテーマをいただきました。角田さん、学校の方では日本国憲法の学習をというでしたね。角田さん、それについて補足をどうぞ。

角田 憲法の学習は「現代社会」や「政治・経済」の授業で行いますが、教科書の知識を覚える、暗記するというだけでは不十分だと思いましたので、身近なところから憲法を考えさせたいと思います。生徒たちはアルバイトをしています、経営者が法律違反しているケースがあることがわかってきました。このため、労働法や労働者の権利というものを学びつつ、憲法の学習もできないものかとお願ひしたところです。

森 ありがとうございます。日本国憲法は、それだけ教えようと思うものすごく難しいと思うんですね。たぶんみなさんも実感されてると思うんですが。非常に、ある意味抽象的というか、具体的なものに落としこみづらいとか。具体的な人権の問題を扱っていることもあるかもしれませんが。あとまた、憲法の発展ということで、憲法の基本原則の一つの民主主義、今、それがちょっと危機だという状況にはあると思うんですが。そのへんも教えるということも、公立学校で教えるということで、どっちかに偏ったような憲法観というのはお話ししにくいですが、そういった打ち合わせもありました。

23年度は「日本国憲法と労働法」とは言いつつも、労働法の授業ではあるんですけれども。なぜ労働法という法律ができたんでしょうかというのは、日本国憲法のところで私たちに保障された権利であるというところから落とし込んでお話をします。それに具体的な労働法の知識を組み込んだというのが授業内容になっております。

次に24年度なんですけど、4つのテーマで4コマをいただきました。「労働者保護」は前年を踏襲したかたちで同じような内容ということになって

います。「消費者保護」なんですけれども、これはみなさまも得意とされていてよく実践されているお話だと思いますが、悪質商法の知識だったりとか、日司連のパワーポイント教材「青少年のための法律講座」を使ったりしております。それから実際の相談事例ですね。実際にこれは私が受けた事例だったんですけれども、それを紹介する。あと、クーリングオフとか契約がらみのお話をしたということですね。やっぱり生のものの方がいいだろうということで、例えば裁判所からの特別送達の封筒を持って行って回して見てもらう。「こんなものが来たら相談に行かなくちゃいけないよ」とか、そういうことをしたりしています。

あと、24年度は「貧困問題」と「生と死を考える」というテーマも扱ったのが特徴あるところで、貧困っていうのはどうしておきてしまうのかとか、生活保護のお話ですね、それも含んだような内容です。あと、「生と死を考える」は自死問題とか、若干重いテーマではありますが試みました。

今日の報告は、主に平成25年度の資料をつけさせていただいております。「憲法」については資料はつけておりませんが、「立憲主義と人権」ということで、立憲主義よりもどちらかという人権の規定の紹介を主にして、パワーポイントの教材を使いながらお話をしました。ただ、ここはまだまだ改善の余地があるというか、もっと生徒に実感として入ってくるような講義ができればもっとわかったかなとも思うので、またお話をいただけましたら改善していけたらなと思っていますところでは。

「消費者保護」「労働者保護」「福祉」についてはレジメをつけているんですけれども、順番としては先に、パワーポイントにしている「福祉」ではどんな内容をやったかということをお話したいと思います。レジメは〔小山台高校 10/2 福祉〕という資料です。これは実際に担当した人のレジメをそのままコピーして使っています。「1. 司法書士の紹介」にカッコして「やまとも」と書いていますが、これは担当司法書士のニックネームで、そのまま書いています。「2. 社会福祉はどこから来たか？」もやまともさんが担当し、「3. 社会福祉の一つとしての成年後見制度の理解」は私、森が担当しました。

講義ではまず、司法書士の職業紹介をしまして、2番目に「社会福祉はどこから来たか？」ということをお話しました。人権っていうのはどういうものか、人間はもともとみんな自由で平等だ、そういう話からですね。昔は自由でも平等でもなかった。今は、私たちは自由、平等とされていますが、実際はどうか。何が自由で平等なのかじっくり考えて、自由ということだけを貫いてしまおうとかえって差が出てしまって、平等でなくなってしまう例を示し、そこで一人ひとりの努力では平等になれない、そういう不平等は国が補って人間は健全な生活を送れる。そこで、社会福祉という考え方が発達したんだよというようなことを最初にお話しました。パワーポイントはビジュアル的に、かわいくしました。

もし福祉ってことを考えない社会だったらどうしよう、ということでレジメにあるんですが、「病気で片足がなくなったらどうしよう」、「小学生の子どもが事故で亡くなってしまった」、あとは、「病気がちの人がなかなか働けなかったらどうしようか」という話をしました。ここからは、司法書士が社会福祉の話をするときに何が一番実感を持ってお話できるかといったときに、われわれがやっている業務の一つに成年後見人業務があると思うんです。これも福祉というテーマで話ができるのではないかという打ち合わせになりまして。私もやまともさんも後見業務をやっておりますので、今自分がかかえている案件についての本当の実際の事例を、若干脚色して構成していますが、こういう課題もあるんだけど



みなさんだったらどうやって解決しますかということをお願いして、発表してもらいました。思いのほかよく考えて下さって意見が出ました。

まず、〔事例Ⅰ〕が、ここに書いていますが80代の男性で認知症の方ですね。ちょっと粗暴な傾向が出ていて、迷惑をかけてしまったりもしているという事案ですね。これについてどうしようかと。漠然と考えさせても難しいかなとも考えましたので、「福祉」のレジメの4頁目ですが「対応の選択」というのがあるんですけれども、4つ選択肢を、これにこだわらなくてもいいんですが、出しました。

例えば、①仕方がないのでおとなしくなる、そんなに力が出ないような薬を増やす。ただ、その薬を飲むと副作用で転倒してしまったりとか、リスクもある。それはもう仕方がないんじゃないか、まわりを殴ってしまって迷惑をかけるよりはましじゃないかと。あと、②転んだりすると大変だから、みんなが殴られないように気をつけられればいいんじゃないか。③で部屋から出るから他の人を殴ってしまったりするので、とりあえず閉じ込めたらいいんじゃないか。④では、そんな人は施設に置いておけないから、出ていってもらえないんじゃないかと。結構どれも厳しいと思うんですが。そのような事案を出して考えてもらいました。意見が出るとは思えないと書いてありますが、意見は出ましたのでよかったです。プリントにもけっこういろいろな意見を書いて下さったので。

定時制高校の生徒さんたちは、けっこう聞いてないようでちゃんと聞いて下さる。（注：身振りを交えて）こんな姿勢とか、絵を描いていたりとか、いろいろな人がいるんですけれど。けっこう聞いていて、むくっと起き上がって、これこれこうなんじゃない？とか言ってくれたりしました。ちゃんと聞いて、意見も出してくれました。最後に、実際の対応はこうだったということをお話ししました。

〔事例Ⅱ〕ですが、この方は統合失調症の方なんですけれども、打ち合わせのときに具体的な病名を出すことはやめて、という話がありました。だからここでは、ある心の病があるというふうに診断されてという言葉の使い方しております。この方の事案としては、いままではお母さんと二人暮らし、母子家庭でお母さんの年金で暮らしていたのですが、お母さんが亡くなり、障害年金の受給権もなく、収入が途絶えました。月に1万円から2万円の収入なのに、支出が20万円という大赤字なんですね。貯金を食いつぶす生活なのに、ストレスを発散するために買い物に依存するという方なんですけれども。将来計画を立てたり、お金の管理をすることが苦手なので、どういうふうに対処したらいいかという事案です。結構難しいですけれども。

これには選択肢はなかったのですが、いろいろな意見は出ました。ヒントはケースの紹介のところで出してありまして、この方は持ち家がある。結構便利なおところにあるマンションなんですとか。実際の対応としては、この方はマンションを貸して、賃料収入で生活を立てるということにしたんですけれども。

最後のまとめが「福祉」については、相手にとって何が一番いいのかっていう視点に立って何かをするっていうことなんじゃないかというふうにお話をしたんです。してあげるっていうんじゃないかと、お手伝いをするという感覚でしょうか、というお話をさせていただいたら、結構そこが響いた生徒さんがいらっしやっただけで、相手にとって何が一番いいのか、最善なのか考えるっていうのはいいことだ、いい考えだみたいなことを言って下さった生徒さんもしましたし、司法書士って大変だね、みたいな意見もありました。

「消費者保護」のテーマについては、クイズ形式の講義としてお話し

て、1問目、2問目が○×問題です。3問目から6問目までは三択形式になっています。クイズを考えてもらって、これもみんなに答えてもらって、答えが分かれたところは、さあどうだろうということで、クイズを通して学んでいただくというような形式をとっております。

〔労働法の基礎〕ではパワーポイントを使いました。当初は「日本国憲法と労働法の基礎」というパワーポイントだったんですけど、前年度とほとんど変わってないです。日本国憲法が別出しになったので今回のような感じです。ほとんど変わっていません。

内容ですが、はじめに労働法というのはどうしてできたか。私たちを守る労働法とはこうですよ。すべての人は幸せに生きる権利がある。生きていくために元気で働く権利があります。それは外国人も日本人も同じです。すごいシンプルなんですけど、最初のところで少し肉付けしてお話ししています。このパワーポイントで労働法っていうものがなぜあるかお話をして、このあとはクイズ問題で進めています。

「はたらくクイズ」ということで、

「高校3年生のタカシくん。アルバイトをしてバイクを買うお金を貯めることにしました。ちょうど、近所のコンビニで、アルバイトの募集をしています。さっそくタカシくんはコンビニに行き、アルバイトの面接を受けました。そうしたらその場でめでたく採用され、夏休みのあいだ働くことになりました。」

で、このあとの働いている途中のいろいろな問題をクイズ形式で出題するという形になります。

「ところが、アルバイトの初日からなんだかちょっともめているようです。どうやら時給がアルバイト募集の張り紙と違うようなのです。これっていいの？」

と振って、寸劇をやります。寸劇の小芝居の台詞が〔労働法の基礎〕というレジメにあるんですけども。タカシくんとコンビニの店長との会話になっておりまして、ここからはタカシくん役を学校の先生にやってもらいます。店長役を私がします。小山台高校は芸達者な先生が多くて、すごくいい演技をしてくださって盛り上がるんですね。こんなやりとりです。

タカシ「こんにちは。今日からよろしくお願ひします」

店 長「はい、タカシくんね。じゃあ、お給料計算するから、このタイムカードに名前書いてね」

タカシ「はい。あれ、これ……」

店 長「ん？ どうしたの？」

タカシ「時給、850円になってるんですけど……」

店 長「うちでは、高校生は時給850円なんだよ」

タカシ「えっ！？ 850円？ 募集広告には950円って書いてありましたよね？」

店 長「ああ、それは大学生以上ね」

タカシ「え～」

店 長「まあ、大学生とか高校生とか、時間によっても時給は違うから、いちいち全部書いてないんだよ。いやならやめる？ やめるならべつにいいよ」

という形で小芝居終わりました、考えてもらう。答えは、お店側としては募集の張り紙とは違うと言って労働条件を勝手に決めてはいけないよということなんですね。ここのところで労働条件についてちゃんと明示してもらいましょうというようなお話に続けるというのがクイズ1問目ということになっています。

クイズ2問目は「来月まで待って」というタイトルの小芝居です。

「あさってはうれしい給料日。なのになんだかもめているようです。タカシくんは店長からお給料日に給料が払えないって言われています。これってありでしょうか？」

「お給料は支払いが苦しいので来月まで待ってくれ、来月2か月分払うからいいでしょうというふうに言われちゃいました。」

というような芝居をして、給料支払いのルールっていうものにつなげる。現金で、直接本人に、全額を、毎月1回以上、決まった日に支払わないといけないんだよ。そうでないと生活できませんよねというお話につなげる。

次は確認クイズで、現金でと言ってるけれど、口座振込はどうなのということだけど、これはOKですと。

確認クイズをもうひとつ。タカシくんは未成年者なので店長は給料をタカシくんの両親に払うことにしました。これは相談のなかでも、親にということで使われちゃったということがありました。これは直接働いたタカシくんにも払ってもらおうよ、ということでお話しました。

次のクイズが小芝居の「給料天引き」なんです。コンビニの棚を掃除中にピンを並べようとして何本か割っちゃいましたという事案なんですね。割った分は迷惑をかけたんだから給料から引いておくと言われた。タカシくんが割ったのだから当たり前だという事案なんですけど。これもけっこう「引かれてもしょうがない」というか、実際に「引かれた」というような意見が結構出ました。割ってしまった代金は果たしてお給料から引かれてしまうのでしょうか。

答えは×です。給料は全額支払わないといけないとさっきやったよね。なので、もし賠償しなければいけないのであれば、給料とは別です。でも、今回はわざと割ったんじゃないかな、お仕事中のちょっとしたミスは誰でもあるよね、わざと割ったんだったらもちろん賠償しないといけないけど、そうじゃなかったら、それはお店負担になるよと言ったら、結構衝撃だったみたいでした。こういうことはあるんでしょうね。

最後は「クビ」ですね。明日からもうこなくていいよって言われちゃったと。この小芝居はまた、笑えるんですけど、

店 長「え～、タカシくん、ちょっと来て」

タカシ「はい、なんでしょう？」

店 長「君ねえ、明日からもうこなくていいよ」

タカシ「え？お休みですか？」

店 長「休みってわけじゃないけどさ、もう来なくていいって言うてんの！」

タカシ「それって、クビってことですか？」

店 長「まあそうだね」

タカシ「どうしてですか？」

店 長「うちねえ、もともと女の子に来て欲しかったんだよ。それなのになかなか来てくれなくてねえ～。タカシくんが面接に来たからさ、まあいいか、と思ったんだけど、今度やっと女

の子が来てくれる事になったんだよね。これがまた可愛い子  
でさ」  
タカシ「はあ～・・・」  
店 長「いや～ホントよかったよー。はいこれ、君の今日までのお  
給料だから」  
タカシ「でも、急にそんなこと言われても・・・もう全部お給料  
もらえるつもりで、いろいろ計画してるんですけど」  
店 長「そんなこと言ったって、もともと女の子を雇うつもりだっ  
たんだから、しょうがないじゃないか。それとも給料だけよ  
こせて言ってるわけ？」  
タカシ「そ、そうじゃないですけど・・・」

というような小芝居をやった後に、クビにするにはよっぽどの理由がない  
とクビになるってことはないよというようなお話をして、クビのルール＝  
解雇のルールについて話しました。

だいたいこのくらいで45分ほど使ってしまった、最後にまとめなんです  
けど、働く人と雇う人は対等じゃないよね、働く人は雇う人からお給料を  
もらわないといけないので、どうしても立場が弱くなっちゃいますと。弱  
い立場の私たちを守るために労働法っていうのがあるんだよ。そのイメ  
ージ図があるんですが、例えばこれが雇う人＝社長、みなさん＝高校生、上  
からですね。だけど労働法があって調整しているんだよというイメージの  
パワーポイントの図です。で、相談しよう、いろいろな相談先があるよっ  
ていうことをお話しして終わるという内容でした。

まあ、こういったようなことをしましたということなんですが、相談先  
を言ったとしても司法書士会の建物の中に入るといのはものすごく勇気  
が要る。そこまで行くのに時間も作らなくちゃいけないし、交通費もかか  
るし、予約もとらなきゃいけないし、ハードルはいくつもあるわけで難し  
いと思うんですね。だったら、学校には来ているんだから、学校の場が活  
用ができれば一番いいよねということで、学校での相談会ということが実  
現したんですね。チラシが一番後ろについているんですけど。こんなチラ  
シを配って。

実際運営のしかたを少しお話ししますと、法教育の事業は法教育委員会  
でさせてもらっていますが、相談事業の方は相談部の方につながまして、  
相談部では「出張相談」ということで小山台高校の特別の相談チームとい  
うのを作ってしまして。毎回毎回来る人間が変わるということよりは、プ  
ライベートな悩みも聞くのでいつも同じ人間が来るのがいいだろうとい  
うことで、10名くらいでチームを作って、その中から男女ペアで行ってい  
ます。例えば対応を話し合ったりとか、ちょっと異性とは話しづらいとか  
ということもありますので、男女ペアで行っているということですね。

親御さんの相談も受けますということになっておりますので、親の相談  
を受けたこともあったりします。生徒さんの相談の場合は、どんな悩みが  
あったということを学校にお伝えするということについては、生徒によっ  
ては先生にも話したくないし、親にも話したくないし、誰にも話できない  
けど、外から来た全く第三者の司法書士だったら話ができるという形で来  
てくださる生徒さんもいらっしゃると思うので、そのへんは本人の許諾  
なしに、この子こんな悩みを抱えていますよと学校に伝えちゃったら信頼  
関係がなくなっちゃいます。そういうこともありますので、生徒さんの承  
諾の下にお伝えするということになっております。

角田 この相談会ですが、さきほどお話させていただきましたが、高校中退が

多いということ为背景に、法教育の授業から発展し、始めることになりました。

先ほど森さんからお話がありましたが、相談内容は、学校は生徒から基本的に聞いておりません。ただし、生命というか、緊急的なところがあれば、それはもちろん聞いておく必要があるかと思いますが、基本的には相談内容は秘密で、私たち担任も管理職も聞いておりません。この試みが今後どうなるか注目したいと思います。

と申しますのは、私もこの3月で次の学校に異動になりまして、東京都は6年間で異動になります。

そもそも、学校というのは教師集団の自律度、自由度がありますが、なぜこのような取り組みをするのか、特に高校は学校でまとまって取り組むというのが正直いってなかなか難しいです。みなさまも高校時代の先生を思い出していただいただけませんか。教員は、一国一城の主というところがあったり、あるいは学校というところは勉強するところであるので、なんでそこまでする必要があるのかということが必ず出てきます。どんどん異動で人が変わってしまいますので、そういう先生もいらっしゃいます。

そういう先生方の同意をとっていくのは結構大変です。管理職がリーダーシップを発揮すればいいんですが、管理職もいろいろな管理職がいます。ですからみなさまがもしこういう相談会とか法教育を学校と連携してやる場合、学校にもいろいろな教員がいて、連携できる人もいれば、ちょっと難しいなという教員や管理職がいることを知って欲しいと思います。一部だけ見て、だめだなと判断されずに、必ず理解できる教員がおりますし、そのあたりも見てほしいと思います。

なによりも生徒たちのために考えたいと思います。母子家庭で困難な環境にある生徒たちを中退させずに、卒業させていくということが社会的にとっても意義があると。多くの司法書士の先生方もそういう社会的な使命感をお持ちでいらっしゃると思いますし、このような学校との連携という活動に関心をもたれていると推察いたします。この社会的な意義、使命みたいなことを共有化できれば、課題を乗り越えていけるのではないかと実感しております。

森 以上、われわれの実践報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。  
(会場から拍手)

大野 角田さん、森さんありがとうございました。

**司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会**  
**学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (3-5)**  
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者	角田 仁氏	元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭 現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭
	森 香苗氏	司法書士 東京司法書士会会員
	浅井 健氏	司法書士 京都司法書士会会員
	佐藤 功氏	大阪府立旭高等学校 教諭
進行役	大野栄司氏	司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

**【3】司法書士からの応答：労働法教育の取り組み**

大野 引き続き、浅井さんに労働法教育の取り組みについてお願いします。

浅井 司法書士法教育ネットワークの浅井と申します。よろしく申し上げます。レジメは「労働法教育の取組み」というものです。

さきほど東京の実践をお話いただきまして、特に労働法だけでなく福祉の取り組みで生徒さんに考えてもらっているいろいろな意見を出してもらい、個別のコミュニケーションをとりながらの法教育は大事だなと思いました。

私は先日仕事の関係で東京に行っておりまして渋谷の方をぶらぶら歩いていまして、まあ日本人じゃない方がものすごく多くてちょっとベンチで座っていると横から声が聞こえるんですよ。ぜんぜん日本語ではない。中国語でもないのでも多分インドネシアかそちらの方かなと思っていました。入ったコンビニの店の人の名札を見ると王さんとか書いてある。そういった外国の方々が日本で働かれるケースが結構ある。それが定時制になりますとアルバイトとか、そういったことで働くことが非常に多いかなというのが、角田さんの話をお聞きして実感したところでございます。

今回は、労働法教育に対しての司法書士としての取り組みをお話させていただければと思ひまして。実際、司法書士法教育ネットワークの方でもこれまでも労働法に関してのテーマで記念研究会をさせていただいています。ホームページ（<http://laweducation.sakura.ne.jp/document.html>）をご覧いただきまして、第1回定時総会・記念研究会（注：「若者労働者の現実と“労働”の法教育 ～教育現場と労働相談の現場をつなぐもの～」、2009年5月17日開催）、第4回（注：「ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～」、2012年6月17日開催）でも京都府立東稜高等学校での労働法の授業実践を報告いただいた。東稜高校の授業がこのパワーポイントに残っているんですけども。（注：パワーポイントの画面を示しながら）こういう授業実践です。

もともと司法書士が労働法の教育に携わってきたというのは、詳しい統計がとられていないのですが、法教育自体に取り組み出したというのはおそらく平成10年頃くらいかな。多重債務、自己破産とかでかなりの自殺者が出たとか、自己破産件数が年間10万件を超えたという時代に、これはなんとかせなあかんということで、司法書士が法教育に取り組みだしたというのがおそらくこの頃からかなあと思ひます。

実際、労働法に本格的にということになってきますと、司法書士が簡易裁判所での訴訟代理権を得た平成15年くらいから。労働法もやらないかんということで、日本司法書士会連合会の方が平成19年くらいに裁判実務

研修会とかそういったことで労働法に特化した研修会を開始したというのも多分その頃からかな。では実際、今、どれくらい労働法の事件を司法書士がやっているのか、労働相談、労働法に対してどれくらい対処したかという統計があまりでていません。簡易裁判所での訴訟をしたとか訴訟書類作成をしたというケースが載っているんですけども、どんな案件かという細かなことが載っていない。司法書士が法テラスの電話相談をやっていますけれども、2013年度版司法書士白書で、平成24年の労働関連の相談の実績が401件であった。これは日本全国からフリーダイヤルの相談で、ほぼ水曜日を除く平日にやっている中で401件です。

ご存知のとおり司法書士は登記の専門家である。原則登記の依頼があれば受けなければならない。受任義務があるんですけど、労働事件になってきますと、やっている方とそうでない方により分かれる。やっておられる先生方が比較的少ないのかなというのが現状かと思います。それでもやっておられる方は労働法の事件を一生懸命やっている。それは、われわれ自身が経験してきたから、だからやってるところだかと思えます。

個人的なお話をさせていただきますと、労働法関係の法教育を私がしだしたというのは、最初は反貧困のからみでした。反貧困ネットワークという活動があり、また、生活保護支援法律家ネットワークに入っておりまして、いわゆるワーキングプアの問題とかを勉強しだしたときに、たまたま私が相談を受けた依頼者が労働法の知識がなくて、いろいろ違法だという感じの雇用形態だったというのがありまして、やはりそういったことを知っていないと苦しむんだなというのがありました。それを考えていたときに、いろんな高校の方から労働関係、特にアルバイトに関する法律講座をやってほしいというニーズが増えてきて、それに対応してきたというのが現状かと思えます。

もともと平成10年くらいから司法書士が法教育に携わってきたと申し上げましたけれども、最初の頃のニーズというのは、最初言っていたように、消費者問題、破産、消費者金融、クレジットカードの問題、そういったことからスタートした。その後ニーズがだいぶ変わってきまして、みなさんご経験あるかと思えますけれども、インターネット、スマホのトラブルといった問題だったりとか、LINE外しのいじめの問題であったりとかが最近のニーズとして増えている。同じようにアルバイトの相談、アルバイトの授業をやってほしいというニーズも出てきている。

アルバイトに関しての授業をやってほしいというニーズは、学習が困難な生徒さんが多い学校の方が多いのかなと感じています。なぜかというと、大学などを受験する生徒さんが多い学校では、学校もアルバイト禁止、あるいは許可制だけでもクラスで1人もアルバイトしていない、やってないのがほとんどだと。それに比べてそうではない学校になると、名目上は禁止けれども、黙示の了解みたいなことで生徒がアルバイトをやっているケースも非常に多いです。学校によっては、みんなやっているのが当たり前みたいのところになる。ただ、学校としては大っぴらに労働法の、アルバイトの関係の授業をやってくれというところは、やはり実際に困っている事情があるんだなというところは推察しながら入っていかないといけないかと思えます。

そこでの授業内容というのはまさに角田さんがおっしゃっていたように、個別の学校の事情とかを配慮していかなければいけないと思います。以前の定時総会記念研究会でもお話させていただいたと思うんですけども、「お父さん」「お母さん」って、基本は言うたらあかんですね。「保護者」もちょっと微妙で、「おうちの方」と言ってほしいということですね。

「ご家庭で」というと家庭ってなに？という事情がある生徒さんもいる

みたいですが。そういったところは学校の先生と打ち合わせしながら、子どもたちの状況とか、学習の状況とかを聞かせていただきながら準備するということは当然ある。実際、レジメにルビを振るということは必要ですかと聞いたら、難しい漢字には入れてくださいという学校と全部入れてくださいという学校といろいろある。そういったところで、学校ごとの事情に応じて打ち合わせしながら、テーマも選んで対処しているんですけども。

もうひとつ、ニーズが変わってきたというお話をさせていただいたと思うんですが。こういう講師派遣の際の講演テーマは、消費者金融などのクレサラトラブル、あるいは悪質商法の問題から、いじめ、パワーハラスメント、労働法へと変わってきました。ネット問題とかになると、われわれよりも子どもの方がはるかに詳しいのが現状です。私は、京都の「ネットあんしんアドバイザー」に京都府警から言われてなっています。例えば、LINEは、初期設定では自動的に「すべて公開する」機能になっていたりすることを実は知らなかったんですが、子どもたちはみんな知ってるということもありました。

そういうネット関係の状況になってくると、なかなか明確な答えが出せないかな。以前でしたら消費者問題であればこうしたら解決するよ、これはやめときましよう、こんなときはこういう法律がありますよと。悪質商法なんて裁判すれば基本こちらが勝てるものがほとんど、そういう事例が多かった。逆にネットトラブルなどになると、確かに違法なんだけれども、相手が特定できないとか。なかなか特定が難しくなってくると、これはやめときましようね、こういったことがあるんですよという啓発に重点がおかれている。難しい部分であるんですけども、こういうネットの問題を知らせながら、注意啓発を中心にやっています。

最近、ちょっと対応が難しいなと思うのが労働関係、アルバイト関係のトラブルが非常に難しい。ご存知のように労働法関係は強行法規が多いので、それは違法ですとすぐ答えが出る。アルバイトで有給休暇がとれるんだよ、あっそうか、わかったとなる。実際、悪質商法とかクレサラ問題とかは子どもが当事者のケースが少ないから「そうなんか」という感想で終わるんですけど、アルバイトのことは自分が当事者なんです。当事者として法律の規定を知ったときに、次には子どもにどうアクションを起こさせられるのかなと。こちらとしては、違法です、そんなん言っていったらええやんかということですが、言った後、どうしていくのか、そこまで考えていかなければならないのが難しいですよ。

当ネットワークの第4回記念研究会のホームページ（前掲）を見てもらえば速記録が載っているんですけど、東稜高校で年4回のシリーズ授業をやった。そこでも同じような問題意識をもって工夫をした労働法の教材があるんですけども、結局、最終的にはアクションにつなげないといけないねという話をさせていただいています。小山台高校の方では学校に司法書士が出向いてカウンセリングルームみたいな形でいつでもウェルカムだよという形でも対応されているんですけども。そういう形の関係性を構築できればいいですけども、なかなか1回の授業でという形になると、この関係性の構築までは難しいかなというのが現状でしょう。確かにこれはあかん、これはこうした方がいいんだよという、こうしたところに相談した方がいいんだよという、次のフォローをきっちりしていかなければいけない。そのための方策というのが必要かなと思っています。

そういった意味ではその学校との連携というのが非常に大切になっていて、1回だけの授業じゃなくて、さきほど角田さんもおっしゃっておられましたようにいろんな先生がいらっしゃるんで。ある考えの先生もいらっしゃれば、こういう考えの先生も。それを巻き込んだ形で連携できる方法



を今後考えていかないといけないということを思っています。

そういう意味で司法書士法教育ネットワーク、司法書士が中心ですけれども、いろんな賛助個人会員、学校の先生だとか社会保険労務士の先生だとかにも集まっていたらいい、継続して何かができないかという、それがこのネットワークの趣旨でございます。角田さんがおっしゃっていただいたように、転勤があったりとか、学校の中で温度差があったりとか、同じような事情が司法書士の中にもありまして。役員が変わると法教育を担当するメンバーが変わる。するともう一回、一からやり直しかい、という感じになったりするし、マインドの高い方がいらっしゃったとしても、前と違う方ということで、なかなか継続して携わることができない。という司法書士会での枠を外して、司法書士会での役を外れたけれども継続してやっていきたいなという者の集まりがこの司法書士法教育ネットワークとなっております。同じく学校の先生方も賛助個人会員として転校先であったとしてもつながりを持ちながらいろんな情報交換をするというのがこのネットワークの場だと思っております。

そういう意味では今後、相互につながるものを発信できればということで、ここの取り組みについてちょっとご説明させていただきますと、もともと2010年に、司法書士法教育ネットワークで労働法の法教育教材セットCD-ROMを作らせていただきまして、その販売が完了してこれからどうしていこうかということを考えているところなので、みなさんから作ってほしいというご要望があればまた作っていかうかなと思っております。

生徒たちのアクションにつなげるためにということだと、こういう法教育をすることによって、子どもたちが何かかわったのかな、変わらなかったが何か展望が開けたかなという情報ですとか。実際にアクションを起こしてみた生徒がいた、アクションによってどんなことが変わってきたのか。実際の事例を全国に会員が広がっていますので、そのあたりをつなぎ合わせて事例集みたいなのを作り、それを公開する。みなさん誰が見てもわかるような形で、こんなことをやってこういう検討経過があった。そのためにはこういうことをやったんだよということ公開させていただいて発表できるような形にすればいいのかなあと思っております。特に授業をするだけではなくて、それによって子どもたちが気づいた、そこまではある程度できると思うんです。そのあと気づいた子どもたちが、じゃあ次、どんなアクションを起こしたのかということと、アクションを起こすために我々がどういったことを支援していったのかということ、さっきの支援チームじゃないですけども、東京司法書士会でやっておられる小山台高校チームみたいなそんな形で支援できる体制を作るためのヒントといったものを作っていければいいのかと思っております。

また、賛助個人会員とか、非会員の方もぜひ入会をいただいて、司法書士法教育ネットワークのメーリングリストとかのいろんな情報を収集していただいて、いろんな意見交換させていただければと思っておりますのでぜひともよろしくお願いたします。

司法書士法教育ネットワークとしては労働法教育についてこれからはがんばって情報収集をしながら、いい教材、いい情報を提供していくという形でやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

大野 ありがとうございます。それでは午後3時15分まで休憩時間とさせていただきます。休憩の間にお手元にあります質問用紙にできれば記入していただければと思います。

司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会  
学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (4-5)  
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者 角田 仁氏 元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭  
現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭  
森 香苗氏 司法書士 東京司法書士会会員  
浅井 健氏 司法書士 京都司法書士会会員  
佐藤 功氏 大阪府立旭高等学校 教諭  
進行役 大野栄司氏 司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

【4】実践報告(2)

「どーせ変わらんし！」を乗り越える、「はたらくを学ぶ」授業

大野 佐藤さん、よろしくお願ひします。

佐藤 こんにちは。佐藤といいます。大阪府立旭高校で教員をしております。  
ぼくは教員をやって30年になるんですけども、皆さんは、30年前と比べて、もしくは20年前、10年前と比べて今の世の中って良くなってると思われませんか？「もう(今は昔より)メチャメチャ便利になってていい」って言う方も何人かはおられると思いますが、否定的な方も多いんじゃないかと思われる。ぼくらの若いときには世の中ってどんどん発展して行って、昨日より今日、今日より明日はもっとよくなっているはず、進歩、発展しているはずや、ときき、生徒たちにもそう言ってきました。だから、「今、一生懸命がんばっていたらやがては「いいところ」にしっかり就職とかもできるよ」、と。でも、現実、どうか。労働とかの授業をやると、最初は生徒たちに謝るんですね。ぼくらの頃はまじめに学校行って休まんと無遅刻でやっとならやがてどっか就職できるやろうと言われてきて、今、就職やっています。でも、そのときからずっと教師やってきましたみんなにはフリーターよりは正社員の方がいいよ、絶対、目先のことでフリーターになるより、正社員の方がええよ、ええことあるよ、正社員になろうよというようなこと、ずっと言うてきた。でもいまや3人に1人は、若い人は正社員になられへん、非正規でやってて、こんな世の中作った大人のひとりとしてごめんなさいってところから授業は始まります。  
それともう1個謝ってるのは、すごくウソを教えてきたんですよ。バイトでも有給休暇もらえるよ、というように今は言ってるんですけど、ぼくはかなりウソをついてきたことがあるんです。バイトやったらもらわれへんけど、正社員やったら有給休暇もらえるから、だから正社員になろうや。バイトで時給で働いてるのに、時給でシフト入れなくてもお金もらえる、それはおかしいわな。でも正社員やったら月々もらえるから正社員になったらいろんな手当とかあるよ、だから目先のことでなくて、正社員になろうやと言うてきたこともありました。ごめんな、というのを最初に謝りながら授業をしているところがあります。  
こんな世の中作ってきた者として、日本という国は憲法で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有してるんやから、もし正社員でなかったとしてもきちんと食っていけるような、それで困ったときには誰に相談したらええのか、誰が教えてくれるんやということはいくらわかるような授業をやっていきたいんやというように言うて、はたらくを学ぶという授業をやっています。

今日のレジメといいますかこの資料（注：目次と15、16、20、21、22、25、26、27頁のみ参考としてウェブ公開。）、語れる範囲は少ないと思いますので、また、帰りの新幹線ででも読んでいただけたらと思ひまして、長いものをつけています。ぼくと井沼、首藤という大阪で教員やってる者3人で書いたところ、それをたまたま今日はぼくが語らせていただけるといふうにわかっていただけたらと思ひます。いろいろな方と大阪で2005年からはなりますけれども、法律家と教師で育てる法教育勉強会をやっています。法律家と教師で育てる「はたらくを学ぶ」勉強会ということで2005年より取り組みました。社会保険労務士の先生も、またNPOの人で働くことを考えて支援しておられる方とか、いろいろ入っていただいて学校で教えるのにぼくら教師ですけども、専門的でないこととか、わからんことはいっぱいありますので一緒にどうやって彼らにどう伝えられるかということで月1回くらいのペースで勉強会をやっています。そのへんのところをまとめたものがこの冊子だというふうに読んでください。

資料4頁をお願いします。いくつか実践事例をお話させていただきたいんですが、「アルバイトの雇用契約書をもらってみる」という実践、大阪でいくつかの学校で取り組まれています。ここに名前があります井沼淳一郎さんという教員が実践したものをこの資料で説明したような感じでしゃべらしてもらおうということなんです。アルバイトをやっている子の多い学校での実践なんですけれどもバイト先で本当にいとも簡単に生徒たちは言いくるめられます。雇用契約書なんてバイトやからないよと言われて、ああそうですか、というふうになってしまう。そこで雇用契約書をもらってみようよという実践をはじめたのがこの井沼さんです。そのときに一緒に下川和男弁護士さんとこの授業をやりました。

資料7頁をお願いします。さきほど言いました、10年前と比べて明るいですかというような話、世の中ちょっと今は暗いよなという話がいっぱいあるんですが、いろんなところで話させていただいたときに、この実践というのは明るい話なんです。10年前、20年前と比べてこの分野に関してはぼくらは実践が進んでると思ひますし、世の中良くなってると思ひます。10年前、20年前はぼく自身が間違っていたようにバイトは有給休暇とれないとか、バイトやったら今月売上少ないからごめんなと言われてたらしゃあないなと思ひてたんですが、今はそれおかしいと思ひてる高校生がいっぱい生まれました。で、そのあと、さきほど浅井さんが言われたアクションの段階まで、どういうふうにとったらええやろう、それも人間関係を悪くしないでどういうふうにとれるやろうということを学校で生徒たちと意見を出し合ったりとかしている、そんな実践なんです。

それで、このアルバイトの雇用契約書。例えば「店長すみません、雇用契約書下さい」と言うと「なんやそれ。生意気なやつやな」って言われて、「いやあ、たいへんなんですよ、うちの学校の政経の教師。これをもらってこなかったら単位もらえないんですよ。だからください」と生徒が言うから「まあ、しゃあないな」って、もらいやすくなるやないですか。そういうふうなところの発想からきてるものでもあるんです。資料7頁の真ん中の「■アルバイトの雇用契約書をもらってみる」のところ。

雇用契約書（労働条件通知書を）もらうことは労働基準法15条に明記された行為だが、実際には契約書が渡されずに働いているケースが少なくない。あらためて契約書を請求することで彼らの労使関係が悪くならないかという不安もあった。

というふうに井沼さんは述べています。3行とばしたところで

「生徒には、（契約書を）もらえなかったとしても、そのやりとりをレポートにして」と指示した。授業では、雇用契約書をもらってきた生徒に発表してもらい、グループ討論とS弁護士のアドバイスを組み入れた。

とあります。

このあと井沼さんはグループでこの契約書からみて、いいところ、変やなと思うところの討論をやって、それから法律ではどうなんやろうというところを弁護士さんからアドバイスいただきました。それを整理したのが「せーけープリント」（注：授業プリント1）というものがあります。パワーポイントも使えない、いまだに手書きのプリントを作っている、携帯電話も持っていない佐藤のものなのでこういうのなんですが。

左側、職場もいろいろなんで、契約書をとってきた生徒のもので。例えばウの生徒なんかは「有給休暇ってもらえた人いるの？」。波線のところなんかでは「授業では（有給休暇）“とれる”ってやったけど、本当のところ、周りでもらえた人いるのかなと私も思い始めた。」、現実には無理やろうと、この子は言ってます。それに対して、一方でエの子ですね、「でも私のバイト先は有休のことや交通費の説明をしてくれた。そのおかげでどうしても休みたいときに有休を使えてとても助かっている。」と。この文章がならんでいたら、お互いに、「え、そんなんあんのん？」となりますよね。その次、オですね、「正直、契約書をきちんと読んでいなくて、いつも更新していたけど、今回のこの課題がでて読んでみると、昇給の仕方や社会保険のこと、また、有給休暇のことも書いてあった。自分が働いているところは、店長に言えば有給休暇もとれるし、授業でやったような悪いところじゃないと思った。」と。ウチの会社はいい会社やとすごくうれしそうに言ったりします。

というようなことが雇用契約書のレポートです。で、おもしろいのは右側の雇用契約書をもらえなかった例です。もらえなかったのにもいろいろあります。うちの学校は進学する子がほとんどですので、バイトは原則禁止、でもちょっとやってるというふうな学校ですので、3年生にはこういう課題を出します。グループ作ってバイトしたことない子は、バイトしたことある人とグループになりなさいといった感じでします。

さきほど角田さんのところでは学校の先生と司法書士さんで劇をされたんですね。学校によってそのやり方は打ち合わせされて、さっきの小芝居ですか、誰がやったらいいですかというのは教員に質問されたいと思います。それやったら私と司法書士さんでやりましょうかというふうなんもありますし、学校のこの先生とこの先生でやったらおもしろいと言うてくれはるところもあるでしょうし、生徒でええのおりますよ、ということもあると思います。そこらはぼくらは教える方のプロですんで、そこらへんはどういうふうなやりまわしとか、ここのクラスは誰ですということはぼくらがやれることです。そこで専門家としての司法書士さんをお願いしたいことは、後でもういっぺんお話させていただきたいと思います。ここではちょうど文化祭のすぐ後の授業でしたんで、各クラスで文化祭の主役だったような「そら君しかおらんやろ」という感じで配役決めました。「私」役がいい人で、「バイト先の人」役というのはあんまり良くない人になってるんで。例えばここ（注：授業プリント1、右側）では大阪弁ガンガンで生徒がレポートを書き寄ってきたものを、シナリオ風にぼくが書いたものなんですよ。それでは、事務局の田實さん「私」をやってください。

田實 はい。  
佐藤 バイト先のオーナー役は、誰がいいですか  
田實 オーナーは悪い人ですか？（会場・笑い）  
佐藤 いや悪い人では・・・。  
田實 選びにくいな。・・・では、会長の西脇さんで。

佐藤 では、西脇さん、バイト先のオーナー役お願いしますね。Aくん、Bさん2種類の場合があります。では、田實さん。「私」の方からお願いします。ナレーションはぼくがやります。

私＝A（田實）「雇用契約書ってやつ欲しいんですけど」  
バイト先の人（西脇）「なにそれ？」  
私「バイトとかするとき詳しく書いてある紙なんですけどー」  
バ「ほほー、そんなんあるんやー。でも、うちにはないでー」  
私「え、どこにでもあるって先生に言われたんですけど」  
バ「うちは個人経営やからな」  
ナレーション（佐藤）：コレ以上言うと気まづくなりそうなので、  
私「あっ、はい、わかりました」  
バ「ごめんなー」  
私「いいえー、ありがとうございます」

佐藤 大人やねえ。（会場・笑い）ではBさんにいきましょう。

オーナー「飲食店やったら最大手の会社しかつくってないみたいやわ」  
私＝B「学校の授業でいるんで作ってほしいんですけどいいですか？」  
オ「大変らしいから友だちのん借りてくれへん？」  
私「わかりました。ありがとうございます」  
オ「授業で出すものじゃないみたいやで」  
ナレーション：って言われてだいぶ腹たった。  
私「政治経済の授業のフィールドワークなんです。わざわざありがとうございます。ありがとうございました。」  
ナレーション：というと、長文のLINEがきて、  
オ「オレは労働基準法全然わからんねん。うちのを授業でやっても全然アテならんと思う。税理士に聞いたら、どっかに頼まないとダメらしく、10万円くらいいるらしいねん。うちで働くのを覚えるのは人間関係とかお客様にありがとうございますをもらってどう帰ってもらうか？とか、個人店のやり方になるわ。そっち側の勉強したほうがいいと思うわ！ 大学行ったときに大手の会社に勤めたら労基とかきっちりしてると思うし、たぶん労働契約書出してくれるらしいわ。俺では力になれへんわ。悪いな。他の事なら聞いてくれ！」  
ナレーション：と読んでる途中から話ずれてるなーって思ったけど、  
私「そういうことじゃないんです」  
ナレーション：っていうのは言わないでおきました。ちゃんと学ぶこと学んどかないとあかん、とと思いました。次働くときは個人店でもちゃんとした、常識がわかってる店長さん、オーナーのもとで働きたいです。

（会場・拍手）

佐藤 ありがとうございます。（注：質問を振って）浅井司法書士、こういう店、どうなんでしょう？（会場・笑い）。ここで、法律の専門家である

司法書士さん、この時の授業では弁護士さんだったんですけど、ひとことをいただいて、これはどうなんやろうという話をさせていただきました。

これは井沼さんの書いているところで、資料13頁の一番下のところで、「■契約書をもらってみることで生まれた変化」というところがあるんですけど、ここでいくつかの変化があらわれています。

- ① 現実に労働法違反を是正…契約書を作っていなかったバイト先で、契約書を作ってくれるようになった。
- ② 現実に労働法違反を是正…現社の授業を行った4月～6月のあいだに、最低賃金違反の5職場がすべて改善された。うち、3職場は契約書発行がきっかけとなった。

そりゃ文書に残せませんからね。

- ③ 共同学習主体の形成…もらってきた契約書を共同で検討する授業を通じて、自分の仕事を客観的に見る目が養われた。

そこでやりとりするなかで、あかんやろこの会社。それがもし解消されたらどうなんねん、職場万々歳かというのと、違う。今まで高校生のバイトがやった仕事を店長さんが全部やるようになって。で、高校生が言うんです、このまま行ったら店長ぜったい過労死になるでと。このあと、じゃあ店長さんに聞いてみよう、そういう授業につなげていく。それで店長さんのこと、どんな状況やというようなことを聞いていくことになります。

このときにこんなやりとりがあるんですよ。「どないすんの、この契約書」「授業で使うんです」「授業でどない使うねん」「いやあ、あんまりわからんのですけどね。持っていってみんなで話すんです」「どない話するねん。みんなで見せあうんか。プライバシーとか大丈夫か」「そこら消すらしいです。消してみんなでここどうや、法律はどうやとやったあと、そのあと弁護士さんが一言いうてくれはるらしいです」「弁護士！ちょっとそれはなあ」、とか、そういうふうな会話になったりする。

ここの部分はたまたま「弁護士が」とやりましたけど、司法書士さんでもいいです。司法書士さんのお仕事というのは、司法書士さんという方がおられるということを知らんところもありますんで。司法書士さんがこの頃こういう仕事もされて、簡易裁判所で、というような中で、法律の専門家が後ろについてるんかとか、浅井さんがいわれたアクションの支援のひとつになってるんだと思います。

資料15頁以降が「3.“なんか変だ”から「アクション」へ」という、私、佐藤が書いたところなんですけど、資料20頁お願いします。これなんかは、先ほど小山台高校で司法書士さんが入られて、相談もやったということがありました。そこまで学校の中へ入ってきていただいて相談するのはできてないんですけども、いつも一緒にやってる下川弁護士という人は、いつも言っておられるのは、「君ら卒業したあと、誰に相談する？」と。弁護士さんにと言う子も、司法書士さん、法テラスとかもいます。下川弁護士は、「とにかく一番最初に相談したらいいのは、高校の社会科の先生や。社会科の先生ははっきり言って何も解決できません。できませんけれども、こんなときはだれに言うたらいいとか、こういうときはこの人に相談したらいいとかいうのは社会科の先生は知っています。だから高校に帰ってきてそういうふうにするたら、佐藤先生なんかは下川弁護士に言うたらどうかとか、そういうふうにつないでいくと思う。でもそういう誰に相談するかというところは持つときや。」という話をされます。その一個

の例で、資料20頁の「問題5」というところはテストの問題にしたんですけれども、実際こういうメールがぼくに來たんです。実話です。

**S先生が以前A高校で教えていたN君から、下記のような助けを求めるメールがきました。**

**「お久しぶりです。A高校（前任校です）元2組のNです。～」**

何があったのかというと、食中毒を起こして休みをとったのですが、佐藤の授業で有給休暇をとれるはずと習った。N君はだいぶ長い間働いた。

**「～目標としては「有給休暇」の申請を目指しています。もう2年以上は働いていますし、条件は満たしていると思います。バイト先はM（※大手ファストフード店）です。ためになるお話などぜひききたいと思っています。連絡をお待ちしています。」**

というメールがきました。ぼくの前の学校の生徒ですので、ひさしぶりなんですけど、よく覚えていてくれたな。とりあえずはというところでぼくは資料21頁にありますような、こういうメールを返したんです。

**「ご依頼の件、まず「大阪労働局」のHPを見てみよう。」  
「会社と交渉するなら、有給休暇についてもHPに詳しい案内があるので、それをプリントアウトして持参してみよう。」**

するとその日の深夜、もうすぐに返信がきたんですね。段落のないケータイからのメールはたいへん読みにくいものでしたが、すぐに返信がきました。

**「いろいろ会社につきつけました！有給休暇みとめてもらいました！！我が店初の有給休暇だったので皆のヒーローになりました(^o^) やっぱ法律はしっとくほうがとくですね！！佐藤先生がいつかゆうてたとおりですね！なんか八月中旬のことだったので九月の給料でつけることができないみたいなんでとりあえず有給休暇はためときます。でも先生のおかげで会社にみとめさせました。ありがとうございます。アルバイトの権利、すぐくためになる授業でした。今すごくおもいます。法律をすることは自分をまもることにつながります！是非教え子たちにつたえてください！！(^o^)」**

というようなのがその日の晩に、すぐ返ってきたんですよ。ああーって思いました。でもそのN君っていうのは、授業中はぜんぜん聞いていないような子だったんですよ。それが後になったら、こんだけ「あのとき先生言うてましたね」「ほんまに聞いてたんかいよ」というような会話をやったのを覚えています。

彼はうまいなあと思ったのは、群馬県かどこかの労働局が出しているのがすごくええんやと。いっぱい調べたみたいです。それを出してきて、それを2部作って店長さんに見せた。見せたら店長さんは、はじめは「何を言うてんの。時給で働いてんのやで君ら。ええか、わかってるか」というふうだったと彼は言うてました。「じゃあ、エリアマネージャーにあとで見せます、ありがとうございます」と言ったら、店長は「ちょっと待て、エリアマネージャーに見せる前にちょっと待てや。それはおれから見せな

あかんやろ」と言うて、店長からエリアマネージャーに言うた。そうしたらエリアマネージャーは「その子、よう勉強してるな。そらみんな言うてきたら、認めなあかんやろ」とかいうふうに。彼がいちばんうれしかったのは、次の日に、彼の申出があった有給休暇は認める。他の者も出したいときには仕事やりくりせなあかんから早く言うてや」と言われたこと。それまで彼のことを「お前らそんなんやったらあかんやろ。考えてみいや。自分の歳を考えてみいや」と悪し様に言うていた人が、「おれらもとれるんですか」と。そこで変わったんです、その店は。言うてみてよかった、みんなからそう言われたということが実話としてあるんです。

そういうふうな彼らの勝利の話はすぐに伝わります。今の学校ではあまりないんですけど、前の学校というのはどちらかというとしんどい子が多いんですけど、最近是有給で修学旅行に来てる子が増えました。それはあそこのスーパーは有給とれるねんでというのがスッと流れるんですよ。うちはないよねとか。それで授業でこういうふうな根拠があるということを知ったら、うちはどうなんですかというのを、それもうまいこと、店長に直接言うんじゃなくって、まず、店長以上の力を持っているパートのおばちゃんあたりにうまいこと言うて、そこから言うてもらおうとか、そんなやりかたをしたりとか。そういうふうな例がいくつか出てきたらやっぱりそこらへんのところは、最低賃金以下は、ほぼ今はないです。あるかもしれませんですけど、あるところは契約書を出してないかもしれませんですけど。そういうふうなところで良くなった。

この「せーけーぷりんと」の裏のところ（注：授業プリント2）なんですけど、大阪労働局HPの雇用契約書の明示義務のところですよ。これを4人ぐらいのチームを作って、雇用契約書、彼らがもってきたものをストックして、隠すところは消して、アイウエオとか符号をつけて、3枚各班に配って、そして労働契約の期間書いてるかとか、有給休暇、賃金のこと書いてるかとか○、×を入れていくというふうな作業をします。やっぱり彼ら知っとかんとあかんというのはこれなんですよ。有給休暇なんかは「法律による」とひとことだけ書いてあるやつがある。よくあるんですよ、法律による。それは労働基準法どおりやから、これだけ以上やたらだせるよ、という意味なんですけど、法律によるだけだったら、知らなかったらならないとなる。ないとなるから×してくださいとやる。それを弁護士さんから法律ってなんやと、これは労働基準法というふうな話で知るといたら、書いてあるんやから自信持って言えるねとか、そういうふうなことを言ったりしています。

もらわれへんときどうしたらええんやという、大阪労働局のHPからダウンロードできるんですよ。ひな形みたいなのがダウンロードできる。そんなんうちはもらわれへんでというときは、ダウンロードしたのを渡して、これに数字だけ入れてくださいと。労働局こない書いてあると渡したら、書いてくれるというふうなことを教えてくださったりしてます。専門家はそこのところよく知っておられて、ぼくらそんなこと知らなかったなと一緒に教えてもらっています。

おもしろいのは一番下の「4人で考えよう」。彼らに一番ここで働きたい会社はどれや、働きたくない会社はどれや、理由とかいろいろ出してもらおうんですけども。そのときに最初は、とにかく給料が多いとか、時給が高いでとかになるんですけども。ここで一番働きたいのはほぼ○、○、○が並んでいるところ（注：雇用契約書に個々の条件を書いてあるかどうかを○×？で記入させた回答欄のこと）なんですよ。少々時給が少なくても、きちんと全部法律守ってやってくれてるところはすごいいいな。そこで働いているというこうことは、すごい彼らにとっては誇らしくて。う



ちの会社、確かに時給低いけどみんなええ人やでとか、すごいえらそうにしてるんですね。だからそのへんのところなんかは会社のイメージやとかいうところですごく良くなってるなというふうなのは会社の人に伝えたいなと思ってるんです。

一方で権利はこれだけあります、ありますと言うて、目の前の子どもたちがバイトしているところ、それとか、就職するところは その権利を全部よっしゃ、認めるわってやったら会社が危なくなるようなところがいっぱいあるんですね。中小企業で。中小企業の方がどんだけ苦労しながら仕事をしておられるのか。きみたちも含めて働く人の家族も含めてしっかりとその人たちを幸せにするのがうちの仕事やおっしゃる。おっしゃりながらも、ごめん、あかんねん、ここは法律どおりでけへんねんとおっしゃったりする方もおられたりしてるんで。

資料22頁から後は、経営者と組合の青年部長と一緒に来てもらって子どもたちの前で話していただいたものです。おもしろかったです。最初は2人とも、社長さんの方は、いっぺんは彼と飲ましてもらわんとオレはできへんとか言われて。飲んだあと、いろいろ語りあったら、目指してるところは案外同じやねという部分もあるんですね。そこらへんで悩みとかもお互い言い合ってとかというのも経て、生徒たちの前に出しました。すごく思うところは、大人というのは子どもたちの前ではみんないい人になろうとするじゃないですか。いい人の部分も出してくれているんでそこらへんはすごくいい、正の循環が発生してるなあと実感で思っているところです。非常におもしろかったので見ていただければと思います。

そのとき、社長さんの話を聞いてわかったことが、彼が言うんですよ。「先生、社長なんかな、何も教えられてない。登記さえすれば社長になれる。でもそのときこんな義務があるよとか、こういう法律があるからこうせなあかんよとかは教えられてないんや。ぼくらは勉強せなあかんよな」とか言うんですよ。だから昔の構図では資本家は労働者を働かせたくって搾取して自分だけが肥え太っている。確かにそういう人はおられるかもしれないけれどもこの問題はあ一面では一生懸命同じようにやっている経営者が知らんからそういうふうになっている部分がある。もしわかったらなんとかしようとする部分もいっぱいあるんじゃないかと思っています。そこらへんはぜひみなさんも含めて、ぼくら外部の方と一緒にやるなかでどう伝えたらいいのかを考えたいなと思ってる場所でもあります。

そのへんのところで子どもたちに言うのはぼくらの仕事です。子どもたちが一方でありますね。そんなん納得してるんで、かえってその子ら頭打つやろ。その子らがはい、はいって言うてたらええのに、要らんこと覚えてもうて、そこで権利やという主張して辞めさせられたら学校はどう責任とるねんと。すごく言われました。だから、いつも言うてる、さっきも言いました、人間関係を悪くしないでどうしようかというのをまず考えてと。辞めるとなったらどうしようかと。辞めるのもひとつの選択肢で、残ったとしても人間関係が悪くなってというのはどうやろう、とかいうの生徒たちによく話しています。そのへんのところを法律家の方々といろいろ教えていただきながら、どうしたらアクション、行動にどういうふうにつながられるかと考えています。

この本は、ベタな『えーっ!バイト高校生も有給休暇とれるンだって!』(注:航薫平著、フォーラムA発行、2012年)と言う名前のそのままの本ですが、ぼくらの研究会でやった実話をもとにノベライズを、こういうマンガ描ける人もおるんですね。マンガで描いて、それからさっき言いました労働組合青年部の中畠聡さんという方に、よくある質問コーナーで「有給休暇はとれるんですか」「とれます」とか、「会社が有給休暇を認

めない。上手に認めさせる方法がありますか」とかいうQ&Aを入れたりというふうにしています。資料18、19頁。ここなんかはこの本を授業で使ってるんですね。ここからさっきのN君の話をもとに、こういうふうにプリントで書いて、「やめて野々垣くん。早希かなしいわ」と言う大好きな早希ちゃんに軽蔑されかかっているN君を、「さあ、あなたならどう助ける？」とグループで考えてみようっていう討議をしてみます。なかなかおもしろいんです。経験があったら「エリアマネージャーに言う」というのはよく出てくるんですね。彼は実際にはこうやったんだよという話をしたりとかもします。

「すぐ裁判をする」「社長に言う」って意見が出るんですけど。「社長に言って、社長を説得する」という勢いは大好きなんですけど。「社長はどこにおるんや？」「東京や」「そこまで行ってアポはどうするんや」と。たとえば、「先生のこの本を買って、会社のトイレにポコッと忘れたふりで置いて」というアイデアが出たりとかもあります。

そんな感じで一般の人にもどう伝えられるのかというのはこれからしていきたいなと思います。出版不況でこの本はまだ在庫があります。良かったら買ってください。そう言いながらこの本を、航薫平（わたり・くんぺい）というのは私のペンネームですが、この本をNHKの方が、今こういうことをとりあげようという企画があるんです。ブラック企業ということもありますし、いまちょうどやってるんですよと言ってきた。「オトナヘノトビラTV、“働くルール”」を学ぶという番組がありました。それが、先月、5月のおわり（注：Eテレ、2014年5月29日放送）にあったんですけども、反響が大きいというので、今日、午後3時半からEテレでアンコール放送をやっています。

そういうところでお話をさせてもらって思うことなんですけど、司法書士さんにぼくら教員の立場で望むことをもうちょっと語らせてください。ひとつは、先ほどから言いました法律の専門家として事例を知っておられるじゃないですか。さっき森さんから出していただいた「事例」。私はこういう事例でこういうことをしたよ、というようなことは、ぼくら教員は語れないですよ。具体的にこんな事例があって、そのときにこういう相談をこういうふうに言うたら解決した、しなかったも含めて、こんなことをやったというのはぜひ教えてもらいたいです。もうひとつがさっき言いました司法書士さんという看板を持っておられる方ですので、その方と一緒に授業をやって、生徒たちがそれをもとに動いてというばあいにはすごく力になるんですね。ただ単に何も持っていない高校生、ある親御さんは「高校生に肌着一枚着させて（学校を）出してやってください」という言い方をされるんですけど、そこは大きな違いだと思うんです。学校があり、それに専門家の方が彼らについてやってくださってるというところ。そのへんのところはお願いしたい。

もうひとつは素敵な大人のモデル。ぼくは大阪の司法書士会の方々に消費者問題のことだとか、契約の原則のこととかお願いしてやっていただくことがよくあるんですけども、労働のことなんかはこれからはぜひ一緒にできたらいいなと思ってるころです。司法書士さんて何してるのと、後から言うてくる子がいますね。司法書士になるにはどうしたらええの？とか。厳しいねんどかいうふうな話もしながら、あ、こういう仕事があるのかというふうな。そこで一生懸命やっておられて、わざわざ空いてる時間に学校に来て、君らに何を伝えようとしているのか、何でこういうことを伝えようとしてるのか。消費者問題のときには、事務局長の小牧さんがよく言うておられました、もうちょっと学校で、ちょっとでも教えてくださったら、クーリングオフがあるとか、最初に教えてくださったら、あの

子らはこういう被害に遭えへんかったのにというふうな。それを君らに伝えてくださるんやと。そんな仕事を素敵やなと思う人、そういうふうな生き方を素敵やなと思う人が生徒にはおりますので、ぜひそのへんはしっかり言っていただけたらなと思います。

(ここで約5分間、上記のテレビ番組の録画を再生)

佐藤 高校生はすごくいいことをいっぱい言うてくれて、彼らの考えとか言うてましたけど、あんな全部教えてないんですよ、それでもああいうふうに言ってたんは、下川弁護士や誰かが話の中でそういう話をして、そのへんのところで残ってたんやと思います。

さっきの下川弁護士は授業が得意な方で。1時間まるまるやるよというの也有りですけど。さきほども言いましたが、教えることはぼくたちの仕事やと思ってるんです。そのへんのところは司法書士会のみなさんがすごいなというのは、最初の打ち合わせをすごく念入りにしていただけるんですよ。どこまでやりましょう、どこまでお願いしましょうということでも、司法書士のみなさんも教員免許もっておられる方もおられれば、そういう生徒に教えるのはちょっと苦手やなという方もおられると思うんです。そういうところなんかは、役割を何パーセントくらい分担して教えましょうとか打ち合わせしながらできれば、どっちもおいしいんじゃないかと思いました。

最後に資料2頁に「縁結び教育7か条」(注:下記)というふうに書いてます。ぼくたちは縁結び教育というてんですけど、外部の方を呼ぶ側、呼ばれる側、生徒たちみんなメリットがある三方良し。それがこの授業かなというふうに思っています。

注:参考「縁結び教育7か条」

- ① 呼ぶ側、呼ばれる側、生徒たちともメリットを得られること。
- ② 違う価値観をもつ人と接することで、生徒が社会化する。
- ③ 教師も生徒も「学校の常識」から解放される。
- ④ その後の生徒の世界が広がる可能性がある。
- ⑤ 外部の人が入ることによって、日常の教師対生徒の関係からは見えない(現れない)生徒のもつ姿が見えてくる。(生徒の再発見ができる)
- ⑥ 生徒の教師を見る目が変わる。
- ⑦ 外部の人が入ることで、学校組織が活性化する。

教師のねらいは④にありますように、その後の生徒の世界が広がる可能性がある、初めて会った方に、「こんな方もおられるんか」というふうな可能性があると思っています。でもこの中で特に思ってるのは⑥なんです。生徒の教師を見る目が変わる。あの先生、あんな人と友だちなんやなと。ぼくらが持ってない力を、あなたと一緒に教えてもらいながらできる。⑦の外部の人が入ることで、学校組織が活性化する。学校というところは自分たちだけではなかなか動かないところですので。先ほどの東京の例でいえば、ぼくが一番質問したいのは、生徒たちは「学校の先生にこんなことをされた」という法律相談はなかったのか。(会場・笑い)そんなことも考えながらお聞きしていました。

これからもよろしくお願ひします。ありがとうございました。

大野 佐藤さん、ありがとうございました。

**司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会**  
**学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (5-5)**  
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者	角田 仁氏	元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭 現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭
	森 香苗氏	司法書士 東京司法書士会会員
	浅井 健氏	司法書士 京都司法書士会会員
	佐藤 功氏	大阪府立旭高等学校 教諭
進行役	大野栄司氏	司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

## 【5】会場討論

大野 これから約40分間の予定で自由討論に入りたいと思います。今日壇上に立たれました先生方、前の方に出てくださいか。休憩中に質問用紙を回収ということでお願いしましたが、質問につきましてはこちらで読み上げさせていただきます。

それでは、これからは本記念研究会のテーマであります「学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ法教育に取り組むのか～」について討論をすすめたいと思います。本日、全国からたくさんの司法書士と学校の先生方に来ていただいていますので、ご質問や討論で、ぜひみなさんご発言していただきますようよろしくお願いいたします。

まず、質問用紙に書いていただきました質問から読み上げさせていただきます。先生方にご回答の方よろしくお願いいたします。

### 実践報告(1)・小山台高校における実践について

大野 まず、広島司法書士会のAさんからのご質問です。相談会の出席扱いは市民科の授業なのか、ホームルームなのか、がまず1つ。もう1つ、定時制高校での法教育に実際関与した人数、出向いた講義数などということです。2番目は森さんですね。まず1番目なんですけど、相談会の出席扱いは市民科の授業なのか、ホームルームなのかということで角田さんお願いします。

角田 全部の授業になります。相談会のある木曜日、午後6時40分から9時40分まで授業はクラスによって違いますが、相談に行った生徒はその授業を出席扱いにしています。といいますのは、すでに学校に配置されているカウンセラーのところにカウンセリングに行く生徒を欠席にしない仕組みがあり、同じ扱いにできました。そういう配慮が必要だと思います。

会場A (司法書士)

広島の通信制高校の例だと、スクーリングが社会の授業だったら年間に何時間出ないといけないとなってる。なので、ただ出席するだけじゃなくて、その時間を単位として必要なその科目の出席回数としてカウントしてもらえないと難しい。そういうところに、もしアプローチするとしたら参考になると思ったが、ちょっと難しいだろうか。

角田 通信制というと例えば土曜日だけ行くとか、あとは家でレポートを書くとかってなってます。そうすると土曜日以外のところで相談ができればいい

いと思いますがいかがでしょうか。

会場A わかりました。ありがとうございました。

大野 次の質問で、定時制高校で法教育に実際に関与した人数について。

森 まず、東京司法書士会での法律教室への依頼があったときのそもそもの進め方なんですけども。東京司法書士会には学校から依頼をいただく申込用紙がありまして、学校からその申込書が東京司法書士会に送られてきますと、法教育委員会に回付されまして、法教育委員会で担当者を一人決めるんですね。その担当者が学校に連絡をとって、打ち合わせの日時とかを決めて実際に行く。基本的には行って、どういう講座をやりたいとか、その内容とか、どういう学校なのかとか、そういったいろいろなヒアリング事項があるんですけれども。そのなかで講師は何人ぐらい必要かとか、そういったところも打ち合わせの中で決めていきます。

実は、東京司法書士会は法教育委員会の委員が講師をすることもありますが、なるべく委員会以外の会員に講師をやっていただくということで、講師名簿というものを作っております。講師登録するには説明会に出て研修していただくというのがあるんですけれども、その講師名簿の中から、例えば学校の近くの先生だとかを選んで、どうですかということでやっています。ただ、申し上げましたように小山台高校のニーズが若干特殊というか、普通に振ってできるような感じではなかったのもので、固定した人間がほとんど行っていたというのが現状です。なので、私とか、やまともさんとかが継続して講師をやっていました。平成25年度に関しては、それではなかなか広がらないということもありますので、担当の委員は継続して同じ人間が毎年行っていますが、講師は新しくお願いした先生がおります。だいたい2人ぐらいの体制で一つの授業をする。一つの授業を2人でやる。1人ないし2人、「憲法」は1人でした。「消費者保護」も基本は1人でした。

会場A ありがとうございました。

大野 ありがとうございます。もし、この関連の質問等があれば。会場からはどうですか。それでは次の質問に移ります。次は福岡県司法書士会のBさんからの質問です。小山台高校における法教育の取り組みのレジメ、法律教室のテーマとして、平成25年度のテーマの中に「福祉」の項目が入っていますがどのような経緯で決まったのかを改めて教えてください。これは角田さんからよろしいですね。

角田 ありがとうございます。もともとこの授業は「市民科」という学校設定教科、オリジナルの教科に「社会参加」という科目があり、「労働」「福祉」「消費者問題」をテーマに入れていました。

会場B わかりました。ありがとうございます。

大野 では次の質問です。これは森さんへの質問です。成年後見制度の事例を話して生徒たちがどのような反応があったのか、気が付いた点があれば教えてください。

森 ありがとうございます。思った以上に反応が良かったというのが正直な

感想です。ただ、身近っていうか、自分の知り合いでもこんな人がいるっていうか、自分のおじいちゃん、おばあちゃんとかで認知の人がいてとかいうところもあるので、そういう面で自分のこととしてというか身近にとらえられたところがあるんじゃないのかなと思いました。

会場 B (司法書士)

当初は司法書士がやっている業務の内容を紹介という意味で、その延長で成年後見をテーマとしたのか。それとも聞いた生徒さんが自分の家族に伝える可能性があるから選んだのか。当初のねらいというのは？

森

ざっくりと「福祉」というテーマだったんですよ。福祉ってものすごく広くって、じゃあ、司法書士として福祉って話をどの切り口でやろうかっていうふうにすごく考えたんです。で、さきほどから出ているように実際の経験とか事例とかというのをお話できるというところで考えたときに、たまたま今回は私とやまともさんが担当したので、二人とも後見業務をやっているねと。ここは福祉につながっている分野なのではないかということこのテーマになっただけで、別のテーマでもよかったかもしれないです。たまたま今回はそうなったということです。

会場 B わかりました。

## 実践報告(2)・旭高校における実践について

大野

その他、小山台高校の授業テーマに関連するご質問等ありませんでしょうか。ありませんでしたら次の質問に移りたいと思います。

次の質問は奈良県司法書士会の C さんから、佐藤さんへの質問です。旭高校の授業は全体でどれくらいの時間をかけていますか。授業が有意義なものになるためには最低限どの程度の時間が必要とお考えですか。

佐藤

「現代社会」という授業がかなりこちらの裁量で使える授業ですので、ぼくは「はたらくを学ぶ」というタイトルでは10時間くらい～10時間超。法律論だけではなくて青年期のフリーターとかニートの問題とかも含めて10時間超やっています。社会科の教員では「現代社会」は全部教科書とかからこっぴどくこうやらなあかんということはあまりないので、このようにできるのかと思っています。ただ、学年で教えることを全部統一してとかいう場合は、こうはできないと考えています。

大野

あと、授業が有意義なものになるためには最低限どの程度の時間がというのはどんな感じですか。

会場 C (司法書士)

つまり、我々がやらしてくださいって言って、じゃあやってと言われたとき「1時間で」と言われるんです。そんなんでできるのかって正直思うんですけど、そのあたりのお考えを教えてくださいって思うんです。

佐藤

ぼくらからしたら1時間以上していただけるのですか？っていうのもありますよね。だから、やる中でこの部分は誰にお願いして、この部分は誰でというようなことですか。お金の問題というのもあると思うんですよ。こういうところに座っていただいて顔を合わせてやったら、私は行くよと言うていただいて、じゃあということもあると思いますけれども。

ただ司法書士会に例えば何クラス分、1日4時間お願いします、それを3回とは言えないなあとか。そこらへんはどうコーディネートさせていただいてというのはこれから追求していけそうかと思います。奈良はいけそうですね。(会場・笑い)

大野        その他、旭高校の授業についてなにかご質問等ありますでしょうか。

会場D (司法書士)

先ほど10時間超とおっしゃっていたことと関連してなんです。高校の生徒の学習レベルの違いがありますよね。そういうときに、やっぱり10時間超というのがそこまで時間を使ってできるのか。学習レベルの違いによってはもっと要るのか。逆に実際それだけカリキュラム作れない、とれないところの高校では、いったいどれぐらいの時間学校の先生がしてもらって、私たち専門家がどれぐらい関与するのかといったことの、ある程度の目安は作れそうでしょうか。

佐藤        これからの課題でもあるなあとと思います。一番の課題は進学校ですね。進学校でそういう授業は絶対必要だと思うんですよ。やはりいつかは働く。そのときにルールはどうだとか。でもそれを受験のことなんか考えたら、そんなにはできないというとき、どんだけ時間を作れるんかということは今のところあります。

ぼくは旭高校はまだ2年目で、その前の学校、そのもうひとつ前の学校も、全くそういうことは考えなくてよかったんで、もうずっとやったりとか。そこを視点としていろんなものを取り入れて、福祉だとか、貧困だとかをからめてとか。その中で消費者トラブルだとか、カードとか、ローンとかの話も一緒に入れてとか。進学校でどれだけとれるかということはこれから考えていかなあかんし、そのときにどうできるのかということも。

ちなみにこの本を作ったときも、取材に来た方、若い女性だったんですけど、最初話したとき泣きはったんですよ。なんでかって言ったら、自分は教えられたことがなかったし、自分のお父さんが亡くなられたそうで、過労死で。それでこういうふうな授業をちょっとでも私が習ってたらお父さん死なんかつたんと違うかっていうようなことを言われて。だから、高学歴の方が全然知らないというふうなものはあります。

大野        その他、ご質問等ありますか。はいどうぞ。

会場E (司法書士)

京都司法書士会のEです。佐藤さんに質問なんですけど。私は、佐藤さんがおっしゃったように進学校でこそ法教育の授業が必要だ、ただ時間がとれないとおっしゃったんですけど、京都の進学校に通ってましたが「現代社会」の授業を受けたことがありません。ちょっと何年か前に問題になったと思うんですけど、受験に必要な授業だけしかさせてもらえなくて、「現代社会」は教科書を渡されただけで授業は1回も受けたことがないんです。質問ですが、「はたらくを学ぶ」という授業は何年生のときされたのかということ、それはまとめて10時間ぶっ続けで、連続でされたのか、それとも何学年かに分かれて年に何回か、3時間ずつとかそういうふうにしたのか、授業の進め方をうかがいたいと思います。

佐藤        ぼくは今、高校1年生で「現代社会」がある学校ですので、そこでやることが多いです。さっきのプリントは「政治・経済」。「政治・経済」を自

分一人で受け持っていたので、社会科なんてものは教えられて受験で点を取るものではなくて、好きこそものの上手なれみたいなんで、好きなら自分でガツとやって勉強したら点を取れるんやとやうて。生徒たちに「佐藤先生にはすごく大切なことを教えられました。（受験の子には苦しかったかも・笑）」と感想に書かれたりとかしたのは、そのとおりだと思います。

やりようによっては例えば総合的な学習の時間とかいうのが1時間とかありますし、いろんな選択科目で、なんとかの暮らしとかいう選択科目もあるんですよ。総合的な学習の時間をつないでとか。1年生からキャリア教育はしっかりやらなあかんというのがあるんで。キャリア教育でこういうふうな大人になろうとかいうのがともすれば、会社、企業にこういうふうに見せたら一番採ってもらえるよとか、好感度が上がるよみたいなことがあるけれども、それだけじゃないやろというふうなんで。それとともに働くルールとか権利とか、働く意義とかいうふうなものを触れられるんじゃないか。そのへんは3年間通したところで、1年ではこれ、2年ではこれという流れで、特に3年生の卒業する前にはこれ、と使えるんじゃないかと思います。

特に人権の授業なんかで、多くの子が大学に行ったらバイトをそこでやって、そのときにこういうルールを知らずにたいへんなことになるということもありますんでそこはしっかり教えて卒業させよう。そのときに教師が勉強していちいち全部教えるのは難しいから、ここどっかをお願いねというふうな依頼の仕方は多分されたこともあるんじゃないかと。ただ、そういう丸投げ方式で本当にいいのかという思いもあって。ぼくらがどこまでもみないで、そこを一番お願いしたいのはそういう部分じゃないかなと思います。

大野        その他ご質問等ありませんでしょうか。

## 法教育における司法書士会の強みは

会場 F（教員）

京都で教員をしておりますFです。佐藤さんに質問なんですけど、さきほどキャリア教育の話をしておられました。実際に前任校、前々任校でこういった教育をされて就職をする生徒たちがどのように実際にハローワークから流れてくる、京都と大阪とでは指導の方式が違うかもしれませんが、求人情報でこういうことが授業で論点になったとか、課題が見つかったとかはどうでしょう。あとは後々会社を辞めてしまう生徒たちがどのようにアクションをとったのかとか、学校で追跡調査をされておられたのかとか、そういったところもお聞きしたい。

あと、司法書士のみなさんにお聞きしたいのは、教員とするとなかなか司法書士と弁護士との差異が難しいのと、司法書士としての強みがいったい何なのか、弁護士さんにどういうふうなお願いをしたらいいのか、住み分けの部分で。弁護士会の方でも法教育をされておられるので。どういうふうな今後法教育を司法書士会として進めて行かれるのかということもあわせて教えていただければ幸いです。

佐藤        先の方の質問ですけども、個別に追跡をとったりということはないです。ただ、授業を受けた子が実際に働きに行って、違うやないとか、ここはこう書いてあるけど、絶対にやったらいけないことですよという形で進路指導の方に申し出てきて、進路指導からハローワークにというふうなことは何度かありました。だからやはり、まずは知ることやねというの



が、そこらへんは意識が高くなりますんで、そこらへんの役割はあるんやと思います。追跡とかはしてないです。

大野 司法書士と弁護士のこと、うまくしゃべっていただけないでしょうか。

浅井 私個人の考えでご説明できればと思うんですけども。司法書士というのが街のお医者さんだとすると、弁護士さんは総合病院、MRIもあればCTもあれば、救急もあれば、手術もすぐできる、いわば法律のオールラウンダー。司法書士というのは、簡易裁判所でだけは訴訟を代わりにできるようになり、最近訴訟も多いのですが、そのかわり裁判所に提出する書類作成、訴状とか答弁書とかはこの裁判所でも書けるので、そういった意味での相談は受けることができます。レントゲンもないけれども聴診器1個でいろんなお話をさせていただけるという身近なものと考えていただければありがたい。

まあ広く法律知識と言ってもさきほど苦言を呈したような部分はありません、オールラウンダーではない。司法書士でも得意とするところ、苦手とするところはある。登記は全員が全員できるはず。司法書士としては労働法を含め、先ほどの福祉の成年後見も含め、全員が全員やっているわけでもない。しかし、相談は増やしていきたいと思っています。

実際に、法教育における司法書士と弁護士の住み分けと言いますと、基本あまりないんです。同じような形での法教育には弁護士会も特に力を入れておられましてやっておられるんですけども。どちらかというわれわれ司法書士は学習レベルの厳しいところにはけっこう得意としている部分があって、どうしても弁護士さんという学習レベルが高くかなりそういったところご経験があるんですけども、そういったところを中心に力を入れていて、司法書士会は定時制高校であったり、支援学校であったり、養護施設であったりといったところでの法教育にも力を入れていきます。

ただ、各学校と打ち合わせしながら個別の学校に合わせた授業にしているというところは多分同じだと思います。基本やってる内容はそれほど変わらないです。

大野 よろしいでしょうか。

佐藤 ぼくも質問です。今のにからんでぼくたちがすごく知りたいのは、法教育というたら弁護士さん、司法書士さんが出ましたけれども、法務局とかも学校に来てるんですよ。それとか警察が携帯とかのことで行きますよとか。どこにお願いしたらいいのかなっていうのがすごくあって。だから全部テーマを変えたら4回お願いできるなあって思ってるんですけど。司法書士やったら、ここやでというのがあったらぜひ教えていただけたらぼくも宣伝しやすいなと思うのですが。

大野 この回答は、事務局長の小牧さんいなかですか。

小牧 事務局長の小牧です。まさにその答えを今回ハンドブックを作って司法書士全体で共有しようと考えているんですけども。私個人のことで言うと、セクシュアル・ハラスメントの法教育だったら私に聞いてもらえばかなりお話できると思うんです。それぞれの専門家というのはご自身の活動業務のなかでこれは、というものを何か持ってらっしゃると思います。そんなピタッとくる人を、司法書士会に言っていたら必ず派遣していると思います。大阪の例でもセクシュアル・ハラスメントの講師派遣依頼

が出てきたら、私に必ず講師に行ってくれるかと話が来ますので。

同じように生活保護に詳しい者とか、成年後見に詳しい者、人権の課題なら任せろという人もいると思います。そういうことに個別に細かく対応できるというのが司法書士会の強みじゃないかと思っています。ただ、さきほど佐藤さんがおっしゃっていたように、法務局だとか検察庁だとかいろんなところが確かに取り組んでいますけれども、そこで取り組むみなさんの考え方のなかで「法情報を伝える教育」なのか、「法教育」なのかというところが少し違っているんじゃないかなと思っています。

「法教育」というのは法学部に行って法学教育を学ぶほどではなくても、私たちが市民として生きていくにあたって、法というのはどんなものなのか、法を使うってどうアクションしていったらいいのかというようなことを学ぶ教育。法に関して、法的なものの見方だとか、あるいはどんなときに相談したらいいのか、そういうふうなことに気づく力ですとか。レベルの違いはあるとは思いますが、そういう力を育てるというのが「法教育」だと、私自身は考えております。

当ネットワークもその立場に立って、「法教育として」消費者教育をやろう、「法教育として」人権教育をやろう、というふうに呼びかけを続けているところなんですけれども。そういうところで、それぞれの機関がどういう教育に力を発揮するところなのか。単に「法情報を伝えよう」としているところなのか、それとももう少し踏み込んで何か社会で起こっていることを伝えようとしているのかというようなところをちょっと情報をキャッチしていただきながら使っていただければと思っています。

佐藤

こうやってこのネットワークが司法書士の方々とぼくら教員だとかいろんな方が一緒にやることの強みとなったらいいかなと思っています。例えば司法書士の方に授業に来ていただいているいろいろやっていただいたんですけれども、そもそもまるまる1時間をその方だけでやっていただいたほうが、ぼくら口挟まん方がうまいこといくなあというふうな方もおられれば、知識はいっぱい持っておられるけどしゃべるのはあまり上手やないなあという方も、それはおられて当たり前やと思うんですよ。だから、例えばこのテーマやったら、小牧さんが言われたみたいな、この内容、この内容やったらスペシャリストいますみたいな、そんなんを教えていただいて。逆にぼくらからしたら、例えば全部やりたいという方もおられるとか、3回、4回連続で行くよという方がおられるとか、こちら側としても授業はこちらでやりますからこの部分だけしゃべってくださいとか。はじめて学校に行くから、それやったらどっかい学校ないかとか言われたら、この先生やったらそこらへんはフォローできますよとか。そんな細かなネットワーク作りができたらすごくいいかなと思います。

下川弁護士さんとは、去年生徒13人だけのゼミナールという選択科目の授業を6回連続で来ていただいたんですよ。すごくぜいたくな時間で、それこそ受験前の生徒やったんですけど休まない。お互いに得られるものがあった。そういうこともできるんだということ、何回かやっていただきたいんですけど。でも、学校はお金がありませんのでどうしたらええんやろうと思っています。よろしくおねがいします。

大野

ありがとうございます。

それでは全国各地の司法書士会から来ておられるので、うちはこういうことをやっているというふうな紹介例みたいなものがあればと思うのですが。鹿児島Gさん、いかがでしょうか。

## 各地の取り組みから

### 会場G（司法書士）

去年は参加できなかつたんですけど、今年ひさしぶりに出席しました。今日、みなさんから刺激のあるお話をいただきまして本当にありがとうございます。帰ってからまたがんばろうと思った次第です。

今、鹿児島では高校生のための消費者教育教室と、昨年度から小学生のための法律教室というのをしております。高校生のための消費者教育教室というのはもう16年くらい続いておりまして、最初は鹿児島県の消費生活センターから手に負えないので司法書士会でやってほしいという、丸投げ状態からはじまりまして、だいたい毎年鹿児島の教育庁を通して開催の案内をしている関係で毎年40校ほど開催をしております。ただ、連続授業ではなくて卒業間近の1コマを使ってとにかくクーリングオフの話だとか、契約はいつ発生するか、守らないといけないんだとか。それでも役には立っていると思うんですけども、今日聞いたような本当に生徒さんたちの心にしみるといえるか、そういったところまではまだまだやれていない状況です。

あとでまたお話も聞いてみたいと思うんですが、40校ですので講師も非常に多くなってしまっていて授業の内容にばらつきもありますので、講師名簿も作ってみようかとも考えています。あとでそのことのお話もぜひお聞かせいただきたいと思っています。

小学生の法律教室については福岡県司法書士会さんが作った紙芝居教材『解釈のちから』を使って、最初と最後の部分だけをアレンジしながら開催をさせていただいています。最初司法書士の紹介をするんですけども、難しいですね。特に小学生に説明するにはすごく難しくて。でも、『解釈のちから』はいい教材だと思っています。あとは最初の導入の部分とまとめの部分については現場の学校の先生からは、法律というのは守るものなんだというふうにまとめてほしいという要望も出てきています。そのへんの折り合いをつけながら、これからは小学校の先生方にこういう授業の使い方もあるんだということを知ってもらえるように、増やしていけたらと思っています。

大野 ありがとうございます。時間の関係であとひとり、各地の報告をお願いしたいのですが。岡山のHさんお願いします。

### 会場H（司法書士）

岡山県司法書士会のHと申します。岡山県司法書士会の取り組みは、わりと支援学校であるとか児童養護施設であるとかが多い方かと思うんですけども、特徴的なのは若い会員で、あまり経験がないなかで、手探り状態で現場へ行くという印象があり、まだまだ、勉強しながら、失敗しながらということが続いているんですけども。ただそのバイタリティといいですか、モチベーションがすごく高いという印象を持っていますんでこれからどんどん吸収してよりよいものを作っていけたらと思っています。今日はどうもありがとうございました。

## 法教育でどう育てるか

大野 はい、ありがとうございます。最後の質問ですが、Iさんからのご質問。こちらはぜひ、直接発言をお願いします。

## 会場 I (教員)

本日、みなさんの貴重なお話、ありがとうございました。私は通信制高校で非常勤講師をしております。質問ですが、司法書士のみなさんからこの授業をとおしてこういったことを学んでほしいとか、もしあれば教えてほしい。もう一つ、法教育の授業で植えた芽を、教員がどういうふうに育ててほしいと考えているかなど、その他のことがもしあれば、よろしければぜひお聞きしたい。

浅井 法教育というのは、教える立場と教わる立場ではないのかなど。そうではなくて子どもたちが理解するためのパートナーでありたいと私は思っています。当然、法律知識、経験を伝えながら、何かおかしいのかなど、そこを気づけてもらえるような授業の工夫をしていければ。気づいたときに次のアクションとして、法律を調べたりとか、法律相談をするようなところを、法テラスであったり、司法書士会、弁護士会、労働局、そういったところにアクセスできる、そういう力を養ってもらえればいいのかなと思います。最終、そういった子どもたちが自分たちでアクションを起こせるような形になればいいなと思っています。

森 浅井さんとかぶるんですけど、自分が社会生活を送る上で何か問題と遭遇したときにそれを問題であると捉えられないと次につながっていかないので、気づける力が必要かなど。結局、どうしても法律教室をやっても知識を教えることが多くなってしまいうんですけれども、それを100パーセント覚えてえておけと言っても絶対無理なので、何かひとつでも言っていたような気がする、学校に来てた司法書士の人が言っていたような気がする。これは私にとって良くないことなんじゃないかとまずは気づかないと相談とかにつながらないので、気づけるようになってほしいというのがまず1つです。

あと、適切などころに相談に行つてほしい。適切などころというのがコツだと思っているんですけど、結局お友だち同士は相談しやすいので、友だちに相談しても、友だちが同じ知識レベルというか、適切な回答や相談先を知らないレベルでは解決しないでクルクル回るだけなので、ちゃんとここに行つたら解決できるということを知つてほしい。そのひとつの選択肢として司法書士もあるよというところをお伝えしたいというのがあります。

あと、これからは課題として自分が思っていることなんですけど、相談するときって自分がこれを問題だと思っていることを言葉にして表現しないといけないんですけど、結構法律相談で30分とかでいくらかかって、市役所の無料相談とかでも時間を区切られるので、その短い時間のなかで自分に起きたことをまとめて言葉にして伝えるって結構むずかしいことだと思っています。相談とか受けてもとりとめなく、わあーって話して、やっと核心までくるのに2時間とか、3時間とかかかっていることが結構ある。大人でもそうなので、自分に起きたこととか、思っていることを言語化する力だとか、意見を作れる力とかが最終的には育てられることをお手伝いできればいいなと思っています。

## 最後に各登壇者から

大野 ありがとうございました。その他、会場のみなさまご質問等ありませんでしょうか。なければ、もう時間もおしていますので、最後にですね、登

壇者の先生方からまとめのひとことではありませんけれども、なぜ法教育に取り組むのかというテーマに対するご回答を一言ずついただければありがたいと思います。では浅井さんから。

浅井 私自身も、最初から法律家を目指していたわけではなく、普通のサラリーマンを経験しています。今、考えてみると、自分が働いた会社はどうだっただろう。労働基準法を全然守っていないし、でも、そんなこと知れへん。大学を出た私もそうだった。それを反省として、そうならないように伝えていきたいです。

佐藤 今日はどうもありがとうございました。最初に言うたとおりのことです。それこそまじめにきちんとやってたら報われる世の中にしていかなあかん大人のひとりとして申し訳ないなど。そういうふうな世の中でしっかりと、困ったら誰に相談して、自分は何を使って何ができるんやということが君らもいっぱいあるんだよというところをしっかりと伝えていきたいと思っています。ぼくもまだまだ不十分なんでいろんな人にそれを伝えようと思っています。これからもよろしくお願いします。

角田 今日はどうもありがとうございました。私は定時制高校で、とにかく高校中退を少しでも減らしたいと思っています。生徒たちにとって、法というのは窮屈で、縛りつけるものであるとどうしても思っているところがあります。そうではなく、法は権利でもあるというような視点にぜひ気づいてほしいということで、私はこの法教育がとても大切だと思っています。学校はそのひとつの道具、ツールかと思っています。今日はどうもありがとうございました。

森 今日はありがとうございました。さきほどほとんど言ってしまったような気もするんですけど。私も法教育をやりたいと思ったきっかけは前職の部分で、結局、法知識がないばかりに不利益な思いをされている方をたくさん見てきたという経験があって、司法書士になったら法教育をやりたいなと思って取り組んでるわけなんですけれども。実際、こういうふうな子どもたちのために取り組みを続けていきたいと思っています。子どもがこれからの社会を作っていくと思いますので。

大野 以上をもちまして、研修会を終了したいと思います。登壇者のみなさん、どうもありがとうございました。  
(会場・拍手)